

平成 23 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

市税の賦課及び徴収並びに一般会計における
収入未済額の管理に係る財務事務

枚方市包括外部監査人
公認会計士 中西 清

目次

第1 結果及び意見の要約	1
1. 収入未済額における徴収不能見込額の試算について	1
2. 収納率の改善について	1
3. その他の結果及び意見	3
第2 包括外部監査の概要	4
1. 外部監査の種類	4
2. 選定した特定の事件	4
3. 特定の事件の選定理由	4
4. 監査視点	5
5. 外部監査の方法	5
6. 外部監査の実施期間	5
7. 監査対象部署	5
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	5
9. 利害関係	6
第3 枚方市の債権等（一般会計に限る）の概要	7
1. 一般会計における収入未済額の状況	7
2. 市税の種類及び概況	9
第4 監査対象の選定と収入未済額の分析	11
1. 監査対象の選定	11
2. 収納率の比較	11
3. 市民税及び固定資産税の概要	12
4. 保育所運営費負担金の概要	15
5. 生活保護費返還金等の概要	16
6. ぐらしの資金貸付基金の概要	17
第5 監査の結果及び意見	19
【1】市民税の賦課について	19
1. 概要	19
2. 結果及び意見	27

【2】固定資産税の賦課について.....	28
1. 概要.....	28
2. 結果及び意見.....	31
【3】市税の徴収について.....	34
1. 概要.....	34
2. 結果及び意見.....	37
【4】保育所運営費負担金における収入未済額の管理について.....	42
1. 概要.....	42
2. 結果及び意見.....	46
【5】生活保護費返還金等における収入未済額の管理について.....	50
1. 概要.....	50
2. 結果及び意見.....	53
【6】くらしの資金貸付基金における収入未済額の管理について.....	56
1. 概要.....	56
2. 結果及び意見.....	59
【7】収入未済額に占める徴収不能見込額について.....	62
主な用語の説明等.....	68
最後に.....	71

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料を基に行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 結果及び意見の要約

今回の監査による監査の結果は11件、意見は19件であった。監査の結果及び意見の要旨をまとめると次のとおりである。

1. 収入未済額における徴収不能見込額の試算について

枚方市は、市民税、固定資産税、保育所運営費負担金、生活保護費返還金等、くらしの資金貸付基金の収入未済額（合計：2,921百万円）に対して、翌年度以降の回収見込額を把握していない。

監査人が実際には回収が困難であろうと見込まれる徴収不能見込額を試算したところ、1,302百万円（割合で45%）であり、かなりの金額と言える。

（金額単位：百万円）

	平成22年度末 収入未済額 (A)	徴収（回収） 不能見込額 (B)	割合 (B/A)
市民税（個人）	1,328	572	43%
市民税（法人）	26	12	46%
固定資産税	1,161	431	37%
保育所運営費負担金	140	88	63%
生活保護費返還金等	123	116	95%
くらしの資金貸付基金	141	80	57%
合計	2,921	1,302	45%

市においても収入未済額に徴収不能と見込まれる額がどの程度含まれているのかを会計年度ごとに把握し、収入未済額及び徴収不能見込額の抑制のための対応策を検討すべきである。また、これらの実態を踏まえ、今後の行政マネジメントの参考とすべきである（62ページ意見番号19参照）。

2. 収納率の改善について

監査対象とした各債権の平成22年度の収納率について、枚方市の近隣で人口規模が比較的近い高槻市、茨木市及び吹田市と比較したところ、次のとおりであった。

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	保育所運営費負担金
1位	高槻市（94.81%）	枚方市（99.06%）	吹田市（96.422%）	高槻市（92.73%）
2位	吹田市（94.56%）	茨木市（99.00%）	茨木市（96.419%）	枚方市（89.90%）
3位	茨木市（93.81%）	吹田市（98.98%）	高槻市（95.44%）	吹田市（89.62%）
4位	枚方市（93.78%）	高槻市（98.34%）	枚方市（94.76%）	茨木市（84.98%）

（注）生活保護費返還金等は開示するためのデータを入手できなかったため、他市との比較は行っていない
くらしの資金貸付基金についても、制度の仕組みが市によって異なるため、他市との比較は行っていない

高槻市、茨木市、吹田市とも大阪府内でも市税等の収納率が高い市ではあるが、これら3市に比べると枚方市の収納率には改善の余地がある。例えば、以下に述べるような点を改善すれば、さらに収納率は向上すると考える。

(1) 徴収マニュアルの整備について

保育所運営費負担金、生活保護費返還金等及びくらしの資金貸付基金においては、十分な徴収マニュアルが整備されていない。滞納者への対応方針を統一するため、収納率を向上させるような具体的なノウハウを共有・継承するためには、徴収マニュアルを整備する必要がある(47 ページ意見番号 6、55 ページ意見番号 14、59 ページ意見番号 15 参照)。

(2) 徴収事務の状況に関するデータについて

収納率を向上させるためには、どのような取組が進められ、その結果どのような改善がなされたのかを多方面から分析する必要がある。そのためには、個々の債権を管理するだけでなく、収入未済額全体について発生年度や滞納者の状況ごとに把握したり、分割納付計画の有無及び回収予定並びに履行状況等の詳細な条件ごとにデータ抽出したりするなど、効率的にデータ収集ができる仕組みを構築する必要がある(38 ページ結果番号 7、39 ページ意見番号 1、48 ページ意見番号 7、54 ページ意見番号 13、60 ページ意見番号 18 参照)。

(3) 債権に関する制度の理解について

保育所運営費負担金の滞納者に対して滞納処分(財産の差押え等の強制徴収)ができる旨を十分に伝えていなかったため自主納付が遅れたり(49 ページ意見番号 10 参照)、くらしの資金貸付基金での 10 年超の債権に対する制度の理解が十分でなく、回収努力を行っていなかったり(59 ページ意見番号 16 参照)する事例があった。債権ごとの制度を十分に理解するとともに、滞納者にも周知する必要がある。

(4) 積極的な徴収業務の実施について

保育所運営費負担金の滞納者や、生活保護費返還金等の未返還者のうち生活保護費の受給廃止者に対して、訪問等による接触が図れていない。書面の送付による督促のみならず、必要に応じて訪問等を検討する必要がある(46 ページ意見番号 3、54 ページ意見番号 12 参照)。

(5) 市全体でのノウハウの共有について

保育所運営費負担金について、所管課では財産調査に関するノウハウがないため、調査を行ってなかったり(46 ページ意見番号 4 参照)、処理困難案件の移管先である特別債権回収チームとの連携が十分ではなかったり(47 ページ意見番号 5 参照)する事例があった。市全体でノウハウを共有して、収入未済額の管理にあたる必要がある。

(6) 徴収に関する事務について

- ①差押可能額を正しく計算した上でチェックすべき (37 ページ結果番号 5 参照)
- ②分割納付の安易な再分割は認めるべきではない (38 ページ結果番号 6 参照)
- ③執行停止の前提となる各調査のチェックリストを整備すべき (40 ページ意見番号 2 参照)
- ④条例の改正を含め、債権をより適切に管理できる体制を整えるべき (60 ページ意見番号 17 参照)

3. その他の結果及び意見

①結果

記載ページ	結果番号	内容
31 ページ	1	減免割合の根拠を明記すべき
32 ページ	2	システムへの入力チェックは入力者とは別の担当者が行うべき
32 ページ	3	机上調査のサンプル抽出基準を明文化し実施すべき
33 ページ	4	対面調査方法について明文化し実施すべき
40 ページ	8	未納延滞金についても管理すべき
41 ページ	9	延滞金の減免について条例化に向けた準備を進めるべき
48 ページ	10	分割納付誓約書に日付が記入されていない
49 ページ	11	督促状に不服申し立てができる旨を記載すべき

②意見

記載ページ	意見番号	内容
48 ページ	8	分割納付誓約書は納付義務者に自ら記載してもらうべき
48 ページ	9	分割納付誓約書に債務を承認するとの文言を入れるべき
53 ページ	11	課税調査を適時に実施すべき

第2 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び「枚方市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査の対象

市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について

(2) 監査対象期間

原則として平成22年度（必要に応じて、平成21年度以前の各年度及び平成23年度についても対象とした。）

3. 特定の事件の選定理由

平成21年度の市税収入は569億円であり、景気後退、雇用情勢等の悪化などの影響を受け前年度決算比5.0%(30億円)減少しているものの、一般会計歳入1,149億円の49.6%を占める重要かつ不可欠な財源である。また、市税の収入未済額(滞納額)は32億円(平成21年度)と一般会計における収入未済額35億円(平成21年度)の大部分を占めている。

市税について、網羅的かつ効率的に賦課及び徴収を行い財源確保に努めること並びに市民の納税の不公平感の解消と納税意欲の促進に努めることは、市にとって継続的な重要課題である。

これまで「枚方市構造改革アクションプラン」等に基づき、市税等の徴収の向上を図るため、納付催告の強化やコンビニ収納・口座振替の促進など様々な取組を行っている。さらに、市税等の納付に誠意のない人を対象とした収入未済額の圧縮を図るため、平成22年4月に「特別債権回収チーム」を設置し、滞納整理にも取り組んでいる。

このようなことから、市税の賦課・徴収が法令に従い公平、公正に行われているのか、督促、滞納処分等の事務が適切に行われているのか、また市税以外の一般会計における収入未済額についても適切に管理されているのかどうかを併せて検証することは有意義であると考え、「市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について」を監査テーマとして選定した。

4. 監査視点

上記の監査対象にかかる財務事務の執行が、適法かつ経済性、効率性、有効性をもって実施されているか否か。

(1) 市税に関しては、主として下記の視点から検討する。

- ・賦課・徴収事務（滞納債権の管理を含む）が関係諸法令等に基づいて適正に執行されているか。
- ・徴収事務が経済性、効率性、有効性の観点から行われているか。公平性が確保されているか（内部統制の整備・運用状況を含む）。

(2) 市税以外の一般会計における収入未済額に関しては、主として下記の視点から検討する。

- ・収入未済額の管理及び徴収が関係諸法令等に基づいて適正に執行されているか。
- ・収入未済額の管理が経済性、効率性、有効性の観点から行われているか。公平性が確保されているか（内部統制の整備・運用状況を含む）。
- ・収入未済額の徴収が適切に行われているか。

5. 外部監査の方法

上記の監査の視点に基づき、対象部署へのヒアリング、保管する文書の閲覧・照合及びその他必要な分析等を行う。

6. 外部監査の実施期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 12 月 27 日までの期間

7. 監査対象部署

- (1) 財務部税務室
- (2) 一般会計の収入未済額を管理する各所管部署
- (3) その他監査テーマに関連する部署

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	中西	清
外部監査人補助者	公認会計士	酒井	清、大川 幸一、寺川 徹也
		谷川	竜也、杉山 恵美、浅沼 由希子
	弁護士	松本	好史
	商学修士	石堂	麻衣

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第3 枚方市の債権等（一般会計に限る）の概要

1. 一般会計における収入未済額の状況

枚方市における平成22年度の一般会計歳入決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

費目	調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	還付未済額 (d)	収入未済額 (e=a-b-c+d)	
						構成割合
1. 市 税	59,000,782	55,934,023	243,215	19,392	2,842,936	90.2%
2. 地方譲与税	710,724	710,724	0	0	0	0.0%
3. 利子割交付金	329,459	329,459	0	0	0	0.0%
4. 配当割交付金	156,536	156,536	0	0	0	0.0%
5. 株式等譲渡 所得割交付金	53,079	53,079	0	0	0	0.0%
6. 地方消費税 交付金	3,381,365	3,381,365	0	0	0	0.0%
7. ゴルフ場利用税 交付金	100,127	100,127	0	0	0	0.0%
8. 自動車取得税 交付金	317,293	317,293	0	0	0	0.0%
9. 地方特例交付金	834,985	834,985	0	0	0	0.0%
10. 地方交付税	10,476,371	10,476,371	0	0	0	0.0%
11. 交通安全対策 特別交付金	69,669	69,669	0	0	0	0.0%
12. 分担金 及び負担金	1,566,602	1,409,123	14,929	0	142,549	4.5%
13. 使用料 及び手数料	1,960,069	1,937,004	3,092	0	19,973	0.6%
14. 国庫支出金	21,223,791	21,223,791	0	0	0	0.0%
15. 府支出金	8,072,787	8,072,787	0	0	0	0.0%
16. 財産収入	478,981	478,981	0	0	0	0.0%
17. 寄附金	44,563	44,563	0	0	0	0.0%
18. 繰入金	2,277,329	2,277,329	0	0	0	0.0%
19. 諸収入	1,569,858	1,415,086	7,532	66	147,306	4.7%
20. 市 債	9,214,990	9,214,990	0	0	0	0.0%
21. 繰越金	1,424,468	1,424,468	0	0	0	0.0%
合 計	123,263,828	119,861,755	268,767	19,459	3,152,764	100.0%

平成22年度において、一般会計収入済額合計119,861,755千円のうち、市税が55,934,023千円(46.7%)を占めている。収入未済額合計3,152,764千円の内訳は上表のとおり、市税が2,842,936千円(90.2%)、分担金及び負担金が142,549千円(4.5%)、諸収入が147,306千円(4.7%)、使用料及び手数料が19,973千

円(0.6%)となっている。

市税の調定額及び収入未済額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

費目	調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	還付未済額 (d)	収入未済額 (e=a-b-c+d)	収納率 (e=b/a)
市税	59,000,782	55,934,023	243,215	19,392	2,842,936	94.8%
内						
個人市民税	23,768,407	22,290,766	151,233	15,527	1,341,935	93.8%
法人市民税	3,401,495	3,369,445	5,343	2,204	28,911	99.1%
固定資産税	23,349,568	22,126,501	66,289	1,319	1,158,097	94.8%
軽自動車税	385,086	330,618	5,778	52	48,742	85.9%
市たばこ税	1,742,708	1,742,708	0	0	0	100.0%
都市計画税	5,007,848	4,738,961	14,572	290	254,604	94.6%
事業所税	1,345,671	1,335,024	0	0	10,647	99.2%

市税のうち、調定額が多いのは個人市民税 23,768,407 千円及び固定資産税 23,349,568 千円である。また、収入未済額が多いのは個人市民税 1,341,935 千円及び固定資産税 1,158,097 千円である。

一般会計における市税以外の収入未済額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

費目	調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (d=a-b-c)	収納率 (e=b/a)
分担金及び負担金	1,566,602	1,409,123	14,929	142,549	89.9%
内					
老人保護措置費負担金	13,818	13,692	30	96	99.1%
身体障害者措置費負担金	446	34	0	413	7.5%
知的障害者措置費負担金	1,635	131	593	912	8.0%
保育所運営費負担金	1,527,863	1,373,492	14,073	140,298	89.9%
助産施設・母子生活支援施設措置費負担金	4,758	3,694	233	830	77.7%
内					
その他	18,081	18,081	0	0	100.0%
使用料及び手数料	1,960,069	1,937,004	3,092	19,973	98.8%
内					
留守家庭児童会室保育料	273,336	251,272	2,930	19,135	91.9%
塵芥処理手数料	223,448	223,448	0	0	100.0%
し尿処理手数料	10,561	9,980	162	419	94.5%
内					
その他	1,452,723	1,452,304	0	420	100.0%
諸収入：雑入	1,569,858	1,415,020	7,532	147,306	90.1%
内					
生活保護費返還金	252,326	121,911	7,174	123,240	48.3%
児童手当等返還金	25,767	6,743	356	18,667	26.2%
特別障害者手当等返還金	2,540	166	0	2,374	6.5%
内					
その他	1,289,225	1,286,200	2	3,024	99.8%

(注) 上表の収入済額は、決算書の収入済額から還付未済額を控除している。

分担金及び負担金での収入未済額のうち、保育所運営費負担金の収入未済額 140,298 千円が 98.4%を占めており、収納率は 89.9%となっている。

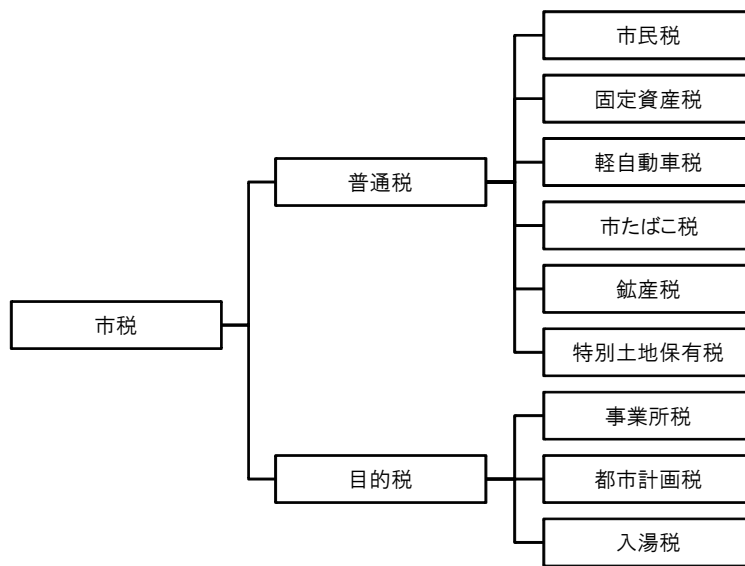
使用料及び手数料での収入未済額のうち、留守家庭児童会室保育料の収入未済額 19,135 千円が 95.8%を占めており、収納率は 91.9%となっている。

諸収入の収入未済額のうち、生活保護費返還金の収入未済額 123,240 千円が 83.7%を占めており、収納率は 48.3%となっている。

2. 市税の種類及び概況

(1) 市税の種類

市税は、普通税と目的税に分類され、普通税は使い道が特定されておらず、どのような費用にもあてることができる税金のことである。市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。目的税は、法律や条例により税金の使い道が特定されている税金のことである。市では、事業所税、都市計画税、入湯税がある。



(出典：市税のしおりに一部加工)

(2) 市税に関する事務を執行する組織

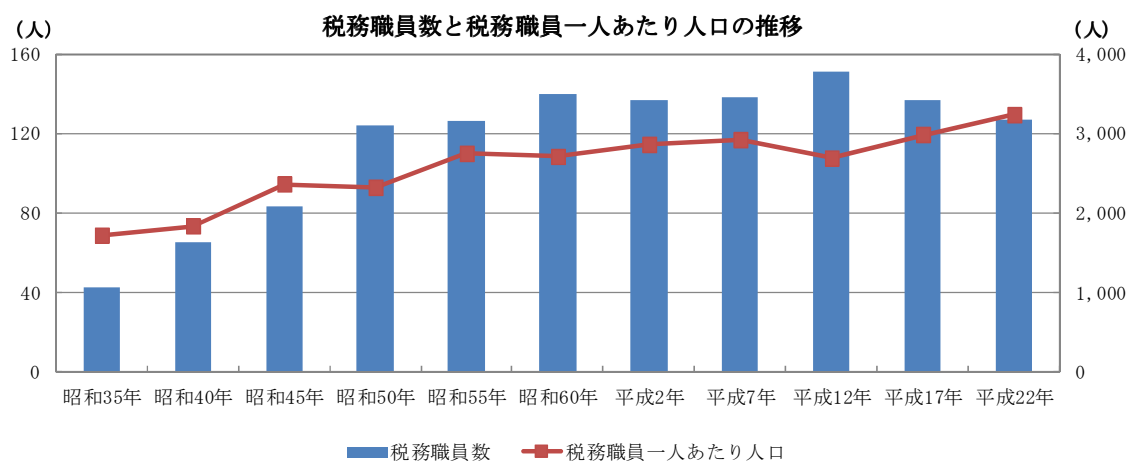
各課の事務分掌及び職員数は、次のとおりである。なお、職員数は平成 22 年 4 月 1 日現在の人数である。

室	課	事務分掌	職員数
税務室	税制課	1 室内の連絡調整その他室の庶務の総括に関すること。	7名
		2 税制の調査研究、税収の向上対策の企画及び税務事務の総合調整に関すること。	
		3 税総合オンラインシステムに係る汎用コンピュータの管理・運用及びシステム開発に関すること。	
		4 税務関係の手数料の徴収に関すること。	
		5 利子割交付金その他税に係る交付金に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。	
		6 固定資産評価審査委員会に関すること。	
	税市民課	1 市民税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、鉱産税及び入湯税の課税に関すること。	41名

	2 府税徴収交付金に関すること。	
	3 所管する税の証明に関すること。	
	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税に関すること。	
資産税課	2 国有資産等所在市町村交付金に関すること。	40名
	3 住宅の登録免許税の軽減及び事業用資産の買換えに対する課税の特例に係る証明、その他所管する税に係る証明に関すること。	
	4 固定資産評価員に関すること。	
	1 市税の収納に関すること。	
2 市税の督促、滞納処分及び不納欠損に関すること。		
3 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。		
4 納税貯蓄組合に関すること。		

(出典：平成 22 年度 市税概要に一部加筆)

税務担当職員数の 5 年ごとの推移は次のとおりである。



税務職員数は平成 12 年度をピークに平成 22 年度にかけて減少しているが、税務職員一人あたり人口は昭和 35 年度から平成 22 年度にかけて増加傾向にある。

第4 監査対象の選定と収入未済額の分析

1. 監査対象の選定

市税の監査対象は、市民税及び固定資産税とした。なお、市民税は、個人市民税と法人市民税から構成されるが、賦課及び徴収手続きに共通する事項が多いため、法人市民税も監査対象とした。

一般会計における収入未済額の監査対象は、保育所運営費負担金及び生活保護費返還金等とした。また、一般会計内の債権ではないが、基金で保有している債権としてくらしの資金貸付基金からの貸付金があり、これも監査対象とした。

	監査の対象	債権の種類	対象とした理由
市税	個人市民税 法人市民税 固定資産税	強制徴収公債権	市税については、徴収にかかる財務事務のみではなく、賦課に係る財務事務も監査のテーマとするため、調定額及び収入未済額が多い個人市民税、法人市民税及び固定資産税を監査の対象とした
分担金及び負担金	保育所運営費負担金	強制徴収公債権	分担金及び負担金に占める収入未済額が最も多い保育所運営費負担金を監査の対象とした
諸収入	生活保護費返還金等	非強制徴収公債権	諸収入に占める収入未済額が最も多い生活保護費返還金等を監査の対象とした
基金	くらしの資金貸付基金	私債権	くらしの資金貸付基金については、3割弱が滞納し、平成22年度末における貸付残高も141,429千円と多くなっているため、監査の対象とした

2. 収納率の比較

監査の対象とした市税及び一般会計における収入未済額の平成22年度の収納率について、枚方市の近隣にありかつ人口規模が比較的近い市である高槻市、茨木市、吹田市と比較したところ次のとおりであった。

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	保育所運営費負担金
1位	高槻市 (94.81%)	枚方市 (99.06%)	吹田市 (96.422%)	高槻市 (92.73%)
2位	吹田市 (94.56%)	茨木市 (99.00%)	茨木市 (96.419%)	枚方市 (89.90%)
3位	茨木市 (93.81%)	吹田市 (98.98%)	高槻市 (95.44%)	吹田市 (89.62%)
4位	枚方市 (93.78%)	高槻市 (98.34%)	枚方市 (94.76%)	茨木市 (84.98%)

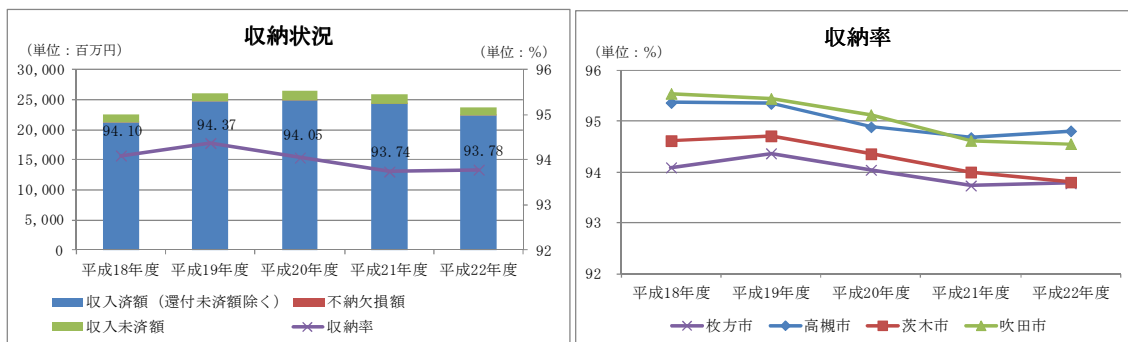
(注) 生活保護費返還金等は開示するためのデータを入手できなかったため、他市との比較は行っていない
くらしの資金貸付基金についても、制度の仕組みが市によって異なるため、他市との比較は行っていない
枚方市の収入未済額等の金額については8ページ参照

以下、それぞれの債権ごとに収納状況を中心に経年比較等を行うことにする。

3. 市民税及び固定資産税の概要

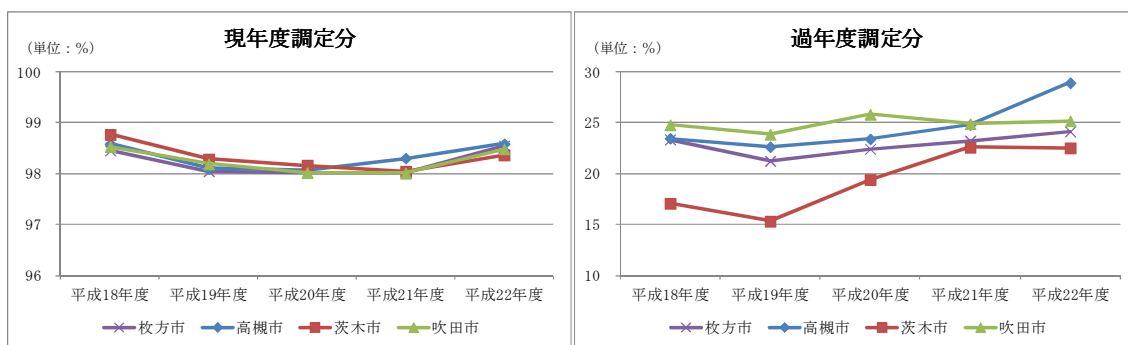
(1) 個人市民税

個人市民税の過去5カ年の収納状況は次のとおりである。



枚方市の収納率は過去5カ年ほぼ横ばいである。高槻市、茨木市及び吹田市の3市と比較すると、枚方市はこの3市に比べ収納率が低く、平成22年度においては最も収納率が高い高槻市と1.03ポイントの差が生じている。

収納率を現年度調定分と過年度調定分に区分すると次のとおりである。

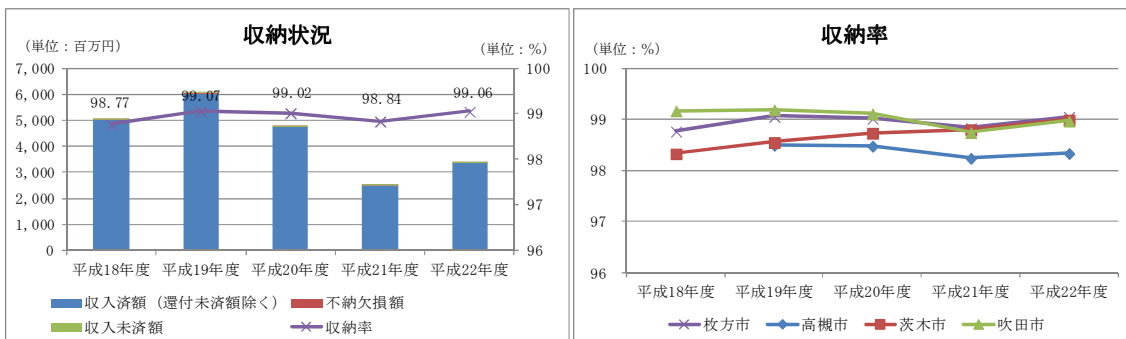


現年度調定分の収納率を見ると、過去5カ年ほぼ横ばいである。これに対し、過年度調定分の収納率は平成19年度には21.26%まで落ち込んだものの、その後は改善され、平成22年度には24.17%に上昇している。

3市と比較すると、現年度調定分の収納率は3市とほぼ同水準であるが、過年度調定分の収納率は茨木市より上回っているものの、高槻市及び吹田市より低くなっている。平成22年度の過年度調定分においては高槻市の収納率が28.94%であるのに対し、枚方市は24.17%となっており、4.77ポイント下回っている。したがって、枚方市での収納率を向上させるには、現年度調定分の回収に注力することはもちろん過年度調定分の収納率を向上させることが必須であると言える。

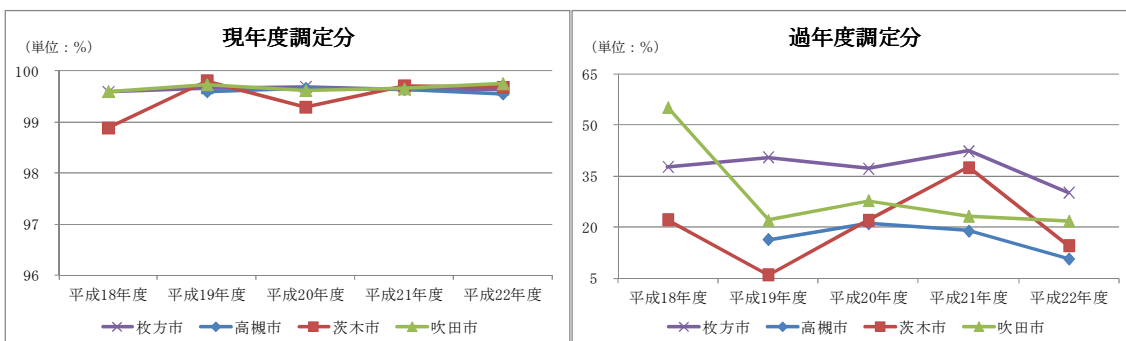
(2) 法人市民税

法人市民税の過去5ヵ年の収納状況は次のとおりである。



法人市民税は景気の変動を受けやすく、リーマンショック等の影響により平成20年度から21年度にかけて調定額は大きく落ち込んでいる。しかしながら枚方市の収納率は過去5年間大きな変動はなく、概ね99%前後となっている。高槻市、茨木市及び吹田市の3市と比較すると、枚方市はこの3市と同水準（高槻市の平成18年度は除く）である。

収納率を現年度調定分と過年度調定分に区分すると次のとおりである。

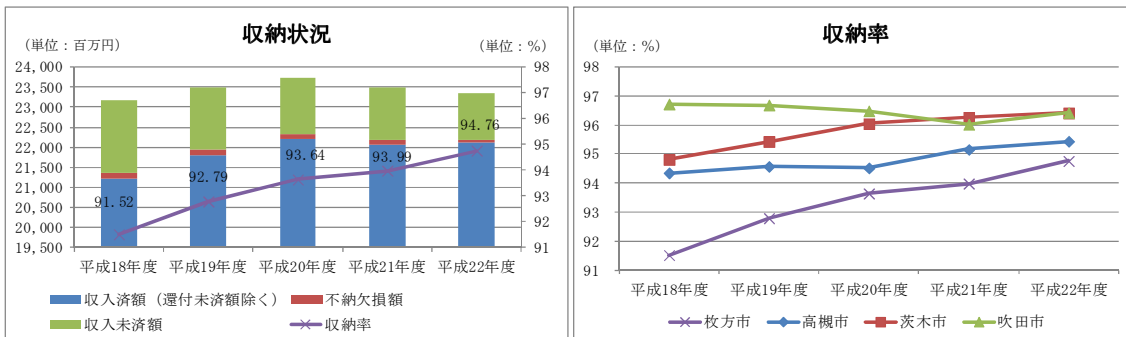


現年度調定分の収納率を見ると、過去5ヵ年ほぼ横ばいである。これに対し、過年度調定分の収納率は平成22年度にかけて30.25%まで落ち込んでいる。

3市と比較すると、現年度調定分の収納率は3市とほぼ同水準（吹田市の平成18年度は除く）であるが、過年度調定分の収納率は他の3市よりも大幅に上回っている（吹田市の平成18年度は除く）。

(3) 固定資産税

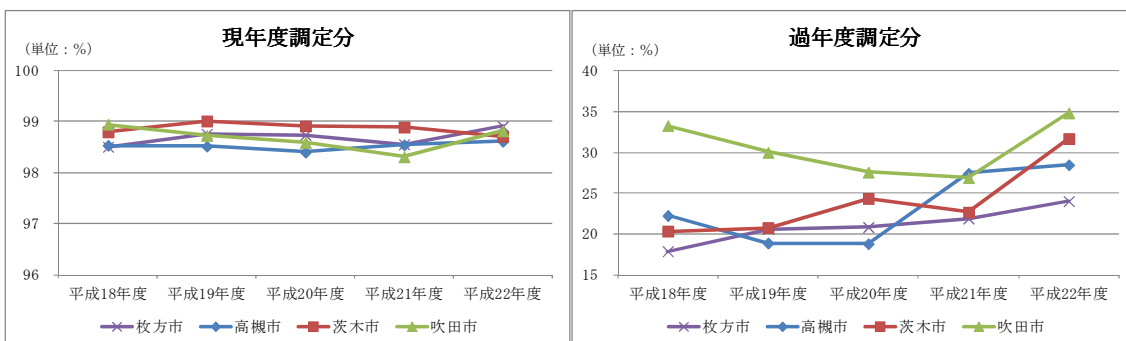
固定資産税の過去5カ年の収納状況は次のとおりである。



平成18年度から平成22年度にかけて枚方市の収納率は上昇し、平成22年度は94.76%となっている。

高槻市、茨木市及び吹田市の3市と比較すると、枚方市の収納率は上昇してきているものの3市より依然として低く、平成22年度においては最も収納率が高い吹田市、茨木市と1.66ポイントの差が生じている。

収納率を現年度調定分と過年度調定分に区分すると次のとおりである。

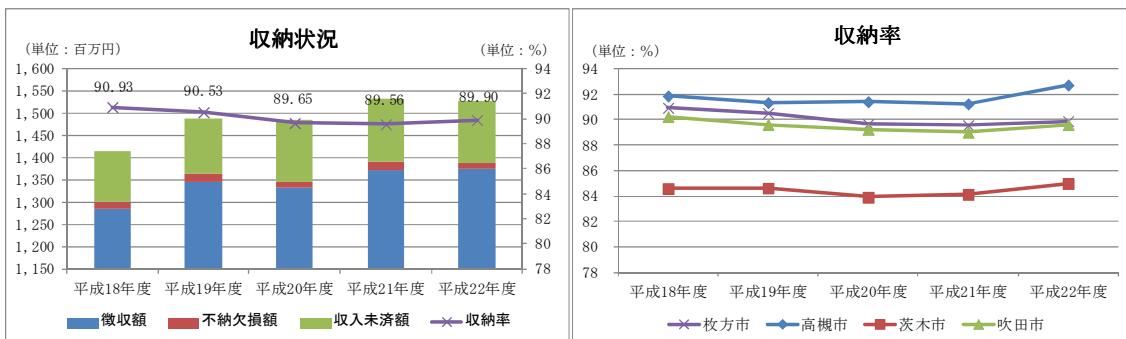


現年度調定分の収納率を見ると、過去5カ年ほぼ横ばいである。これに対し、過年度調定分の収納率は平成22年度にかけて上昇し、平成22年度は24.03%となっている。

3市と比較すると、現年度調定分の収納率は平成21年度まで茨木市を下回っていたが、平成22年度に茨木市を上回り、最も高くなっている。過年度調定分の収納率は平成19年度、平成20年度には茨木市及び高槻市と同水準あるいは枚方市の方が高いケースもあったが、平成22年度においては枚方市が最も低くなっている。

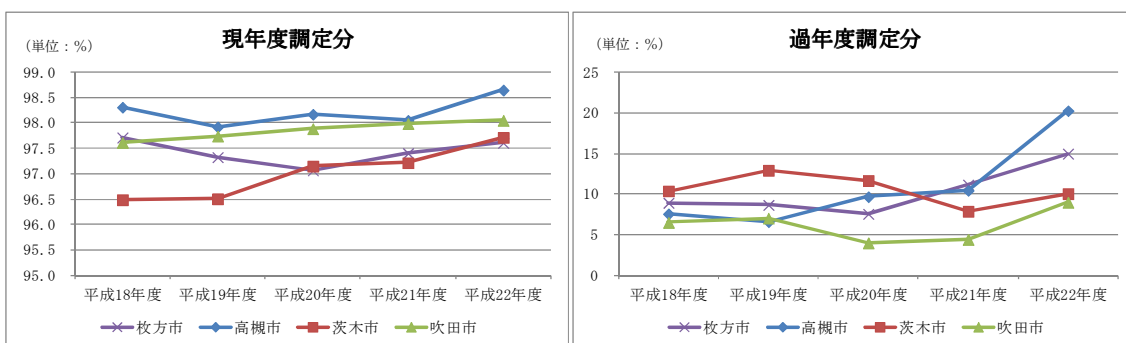
4. 保育所運営費負担金の概要

保育所運営費負担金の過去5カ年の収納状況は次のとおりである。



枚方市の収納率は平成20年度に90%を割り込みその後回復しているものの平成22年度も89.90%となった。高槻市、茨木市及び吹田市の3市と比較すると、枚方市は吹田市と同水準であるが高槻市より収納率は低くなっており、平成22年度においては最も収納率が高い高槻市と2.83ポイントの差が生じている。

収納率を現年度調定分と過年度調定分に区分すると次のとおりである。

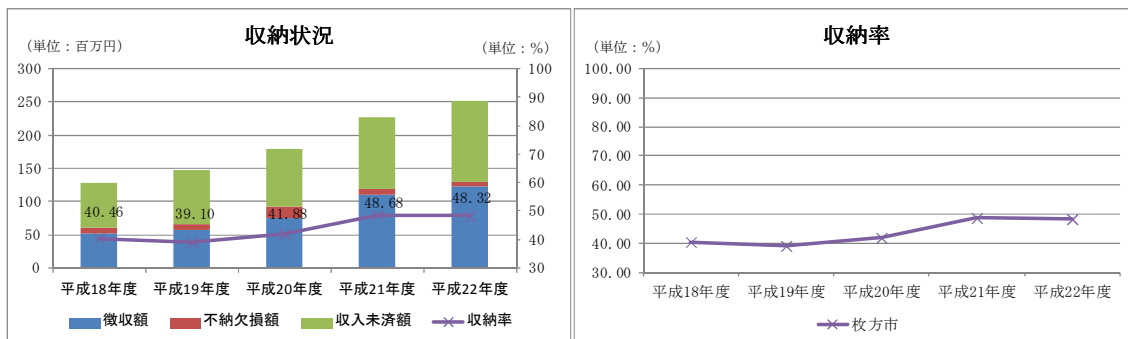


現年度調定分の収納率を見ると、過去5カ年ほぼ横ばいである。これに対し、過年度調定分の収納率は平成22年度にかけて上昇し、平成22年度は14.98%となっている。

3市と比較すると、現年度調定分の収納率は平成18年度には1.23ポイント差があった茨木市と平成20年度から同水準となっており、高槻市及び吹田市よりも低くなっている。過年度調定分の収納率は平成21年度は3市と比べ高い収納率となっていたが、平成22年度においては高槻市より低くなっており、5.28ポイントの差が生じている。

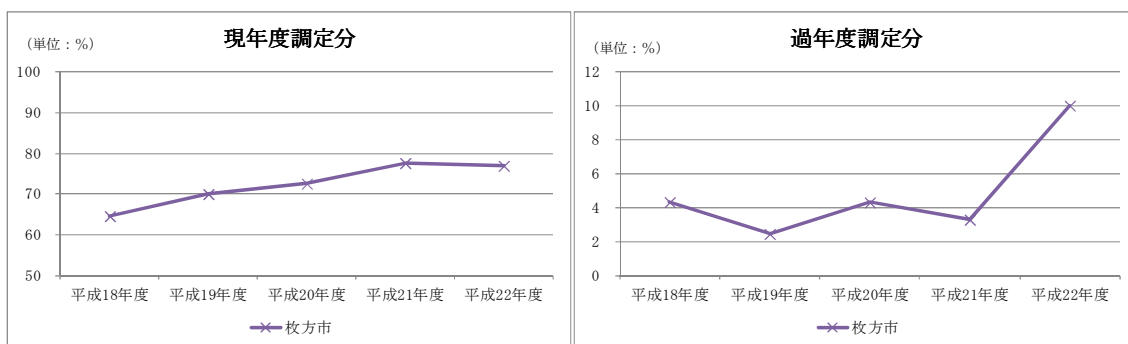
5. 生活保護費返還金等の概要

生活保護費返還金等の過去5カ年の収納状況は次のとおりである。



枚方市の収納率は、改善傾向にはあるものの、平成18年度からの5年間の平均収納率は、43.7%と他の債権と比較すると低い。

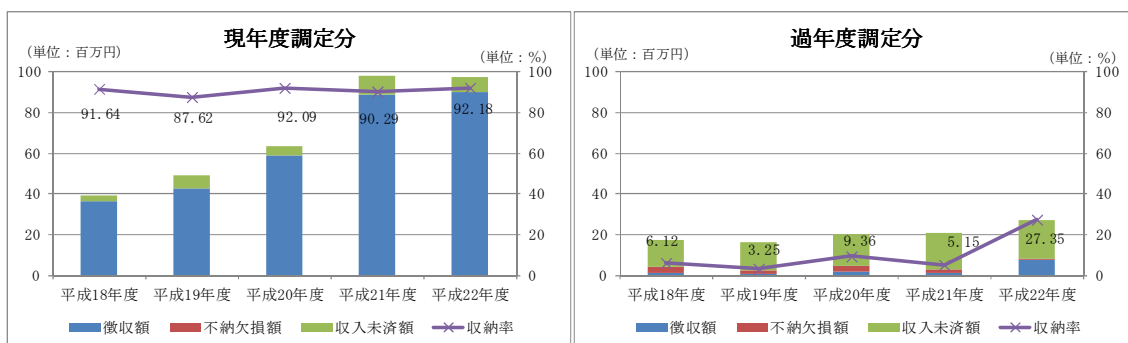
収納率を現年度調定分と過年度調定分に区分すると次のとおりである。



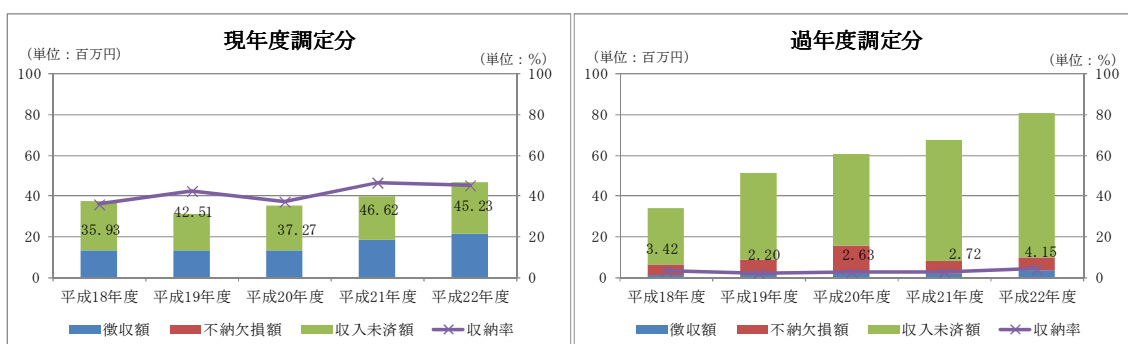
現年度調定分の収納率は、改善傾向にあり、70%後半となっている。一方、過年度調定分の収納率については、平成22年度において上昇しているものの、低い水準となっている。

ところで、第5【5】1.(1)②で後述するとおり、生活保護費返還金等には生活保護法第63条、77条、78条に基づくものがあり、以下は、それぞれ原因別に分解したものである。なお、77条に基づく徴収金がないのは、枚方市には、当該徴収に該当するケースが存在しないためである。

【63条に基づく返還金】



【78条に基づく徴収金】



現年度調定分及び過年度調定分、いずれにおいても63条に基づく返還金の方が収納率が高く、78条に基づく徴収金の方が低くなっている。ただし、両者とも過年度調定分の収納率は、現年度調定分の収納率よりも極端に悪くなっていることから、現年度における収納が重要となる点は変わらない。なお、平成21年度から平成22年度にかけて、63条に基づく返還金の過年度調定分の収納率が大きく改善しているのは、被保護者に指導するとともに履行延期を再度見直すなど、収納率向上に取り組んだことによるとのことである。

6. ぐらしの資金貸付基金の概要

ぐらしの資金貸付基金の過去5年間の貸付状況は次のとおりである。なお、当該貸付基金については、制度の仕組みは、必ずしも他市と同じではないため、他市との比較は行っていない。

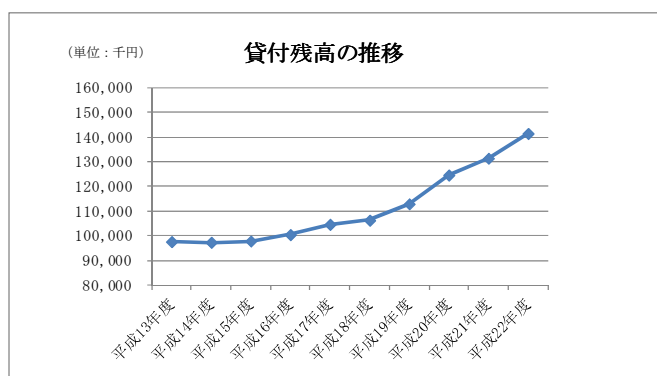
(単位: 千円)

	年度初貸付残高	当年度貸付額	当年度返済額	年度末貸付残高
平成18年度	104,435	10,341	8,490	106,286
平成19年度	106,286	15,520	8,856	112,950
平成20年度	112,950	21,362	9,705	124,607
平成21年度	124,607	23,297	16,497	131,407
平成22年度	131,407	32,662	22,640	141,429

上表には、過去の完納者に対する貸付及び返済は含まれていない。これらを考慮すると、制度開始後、平成 22 年度末までの貸付総額は 482,549 千円、返済総額は 341,120 千円となっており、平成 22 年度末の貸付残高 141,429 千円には、返済期限が到来していない債権 9,412 千円が含まれている。したがって、制度開始以降、平成 22 年度末までの当該貸付金の滞納率はおおむね次のとおり計算される。

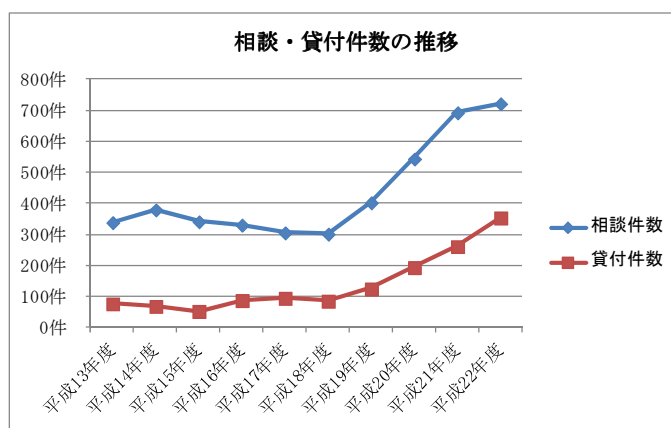
$(141,429 \text{ 千円} - 9,412 \text{ 千円}) \div (482,549 \text{ 千円} - 9,412 \text{ 千円}) = 27.9\%$ 、すなわち、貸付金の 3 割弱が滞納していることとなる。

最近 10 年の貸付残高の推移は次のとおりである。



過去一度も不納欠損処理が行われていないため、貸付残高は右肩上がりとなっている。このうち、どの程度の貸付金額が回収可能であるかどうか、的確な数値はつかみにくい状況となっているが、相当の金額が回収不能と見込まれる。

一方で、最近 10 年間に於ける、市への相談件数と市の貸付件数の推移は次のとおりとなっており、景気の動向との関連性が認められる。平成 18 年以降、経済不況やリーマンショックなどが原因で、相談件数、貸付件数ともに、急激に伸びている。



第5 監査の結果及び意見

【1】市民税の賦課について

1. 概要

(1) 制度の概要

市民税とは、市内に在住している人や市内に事業所を有している法人等に課される地方税（地方税法第5条第2項第1号、枚方市税条例第3条第1項第1号）であり、納税義務者の区分に応じて個人市民税と法人市民税に分けられる。

なお、各市町村が個人の市町村民税と併せて、個人に対する道府県民税についても賦課徴収を行う（地方税法第41条第1項）ことから、市町村民税と道府県民税を合わせて住民税と呼ばれる。

①個人市民税

個人市民税は、一定の税額を負担する均等割と所得に応じて負担する所得割に区分される。個人市民税の納税義務者及び税率は、次のとおりである。

納税義務者	納めるべき税金	
	均等割	所得割
市内に住所を有する個人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○	—

(注) 市内に住所や事務所があるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。
(枚方市税条例第13条第1項)

	市民税	府民税
均等割	3,000円	1,000円
所得割	6%	4%

(枚方市税条例第18条第1項、枚方市税条例第22条第1項)

賦課期日時点で、生活保護による生活扶助を受けている人、障害者・未成年者・寡婦(寡夫)に該当する人のうち前年中の合計所得金額が125万円以下の人は、均等割、所得割ともにかからない（枚方市税条例第14条第1項）。

また、前年の合計所得金額が基準以下の人は均等割がかからず、前年の総所得金額等の合計額が基準以下の人は所得割がかからない（枚方市税条例第14条第2項、附則第6条第1項）。

均等割・所得割適用の判断基準			
均等割がかからない人	前年中の合計所得金額	≤ 35 万円	× 本人、控除対象配偶者 および扶養親族の合計数
			+ 加算額 21万円
所得割がかからない人	前年中の総所得金額等	≤ 35 万円	× 本人、控除対象配偶者 および扶養親族の合計数
			+ 加算額 32万円

(注) 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族がある場合のみ。（枚方市税条例第14条第2項、附則第6条第1項）

納付は、普通徴収、給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法がある。

普通徴収は、市から送付された納税通知書により、年4回（6月、8月、10月、12月）に分けて納めることとなっている（枚方市条例第33条、第34条）。

給与からの特別徴収は、勤務先などの給与支払者（給与所得に係る特別徴収義務者）へ税額の決定通知書が送付され、給与所得に係る特別徴収義務者が給与所得者の毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに市へ納付する。

公的年金からの特別徴収は、平成21年10月から導入された制度であり、年金保険者（年金所得に係る特別徴収義務者）が、年金支給時に徴収し市へ納付する。

②法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人に対して課税される。個人の市民税と同様に均等割と、法人の所得に応じて負担する法人税割がある。法人市民税の納税義務者および税率は、次のとおりである。

納税義務者	納めるべき税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

（枚方市税条例第13条第1項）

均等割	資本金等の額	市内の従業者数の合計	均等割額
		50億円を超える法人	50人超
	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
	10億円を超える法人	50人以下	41万円
	1億円を超え10億円以下の法人	50人超	40万円
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	16万円
	1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	15万円
	1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	13万円
	1千万円以下の法人	50人超	12万円
	上記以外の法人	—	5万円

（枚方市税条例第18条第2項）

（注1）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令第8条に規定する金額である。

（注2）資本金等の額および従業者数の合計（市内に有する事務所、または寮等の従業者数の合計）については、事業年度の末日で判断する。

（注3）事業年度の途中で新設または廃止され、事業所を有している期間が12ヵ月に満たない場合は、月割により算定する。

	税率
法人税割	14.7%

(枚方市税条例第 23 条)

納付は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後、一定期間内に納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることとなっている。

③個人市民税の減免制度

減免制度は、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力が薄弱な者等に対する救済措置として設けられている制度である（地方税法第 323 条、枚方市税条例第 47 条）。

減免要件は、次のとおりである。申請によりこの要件のいずれかに該当し、市長が特に必要と認めるものに対して、条例の定めにより減免することとなる。

減免要件	
第 1 号	生活保護法の規定による保護を受ける者
第 2 号	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
第 3 号	学生及び生徒
第 4 号	不慮の災害により納税の能力を喪失した者
第 5 号	前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

(枚方市税条例第 47 条第 1 項)

上記の具体的な要件は、次のとおりである。

まず、第 1 号は、生活保護法の規定による扶助を受けることとなった者である場合、税額の 10 割を減額するものである（枚方市個人の市民税の減免の取扱いに関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号）。

第 2 号は、失業や廃業等をしたため、収入金額が前年に比べて著しく減少すると認められる場合、支出相当額が収入相当額以上であれば、金額の区分に応じて税額の 5 割あるいは 10 割減額するものである（枚方市個人の市民税の減免の取扱いに関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号）。

第 3 号は、所得税法第 2 条第 1 項第 32 号のイからハマまでに規定する学生又は生徒であり、前年の合計所得金額が 90 万円以下である場合、税額の 10 割を減額するものである（枚方市個人の市民税の減免の取扱いに関する要綱第 3 条第 1 項第 6 号）。

第 4 号は、災害により死亡した場合、障害者となった場合、重症を負った場合、その事由により 6 割、9 割、10 割減額するものである（枚方市税条例施行規則第 10 条第 1 項）。

第5号は、不況の影響により生活が著しく困難となった場合、前年の合計所得金額により区分し5割あるいは10割減額するものである（枚方市不況対策に係る個人の市民税の減免の取扱いに関する要綱第2条）。

なお、複数の減免要件に該当する場合は、減免割合が最も大きいものを適用することとなっている（枚方市個人の市民税の減免の取扱いに関する要綱第3条）。

（単位：件、千円）

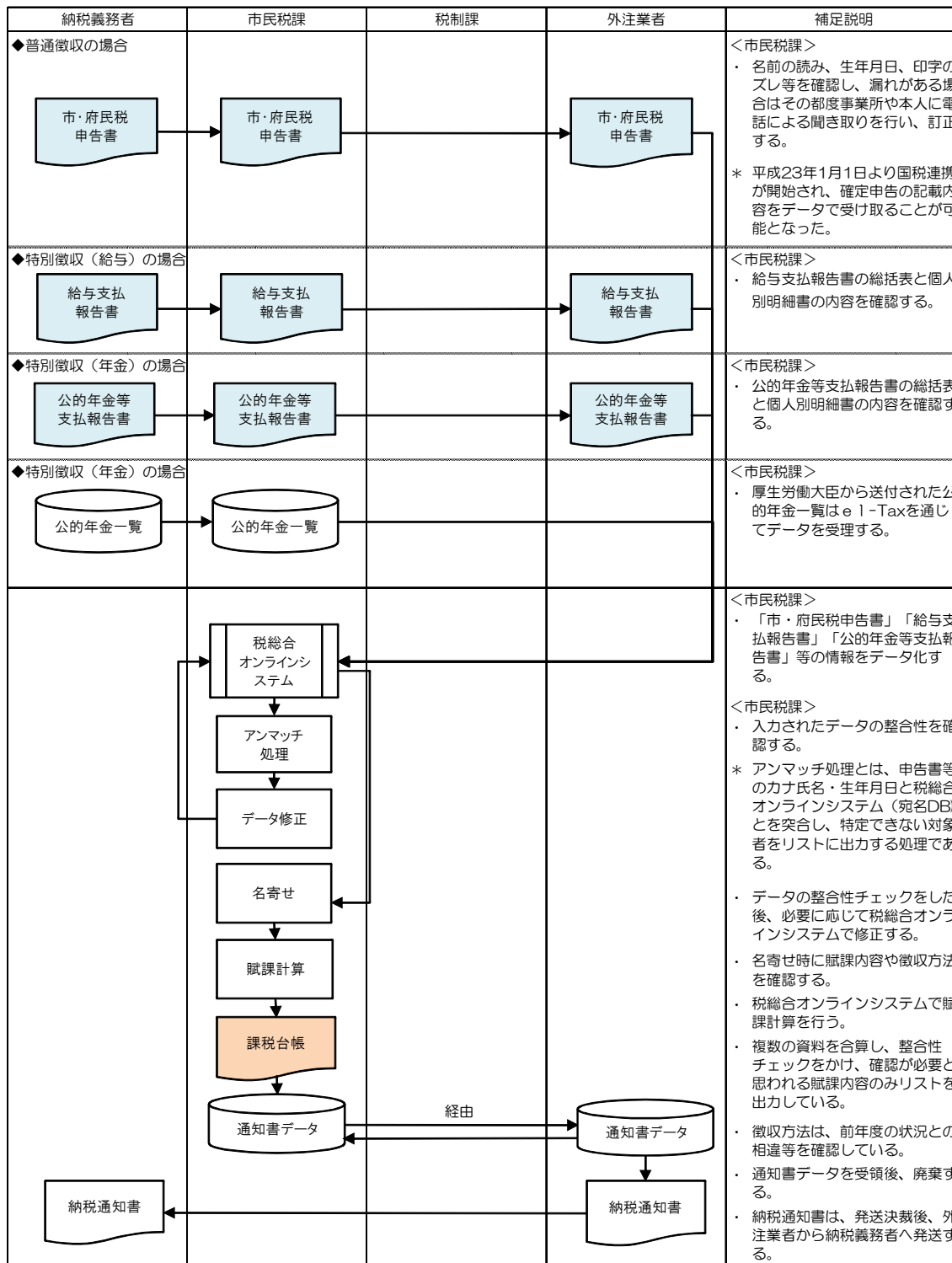
市税条例 第47条	減免要綱第3条	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
第1号	第1号 生活保護	36	1,482	87	3,798	79	3,234
第2号	第2号 失業・廃業	0	0	6	114	7	154
	第3号 疾病等	13	642	20	788	6	230
	第4号 多額の債務	0	0	0	0	0	0
	第5号 死亡	2	145	1	135	1	67
第3号	第6号 学生	2	42	1	58	0	0
第4号	災害（規則）	109	4,287	4	157	6	315
第5号	不況（要綱）	34	2,068	270	17,763	131	8,093
合計		196	8,666	389	22,812	230	12,093

（市民税課作成資料を一部抜粋）

(2) 賦課事務の状況

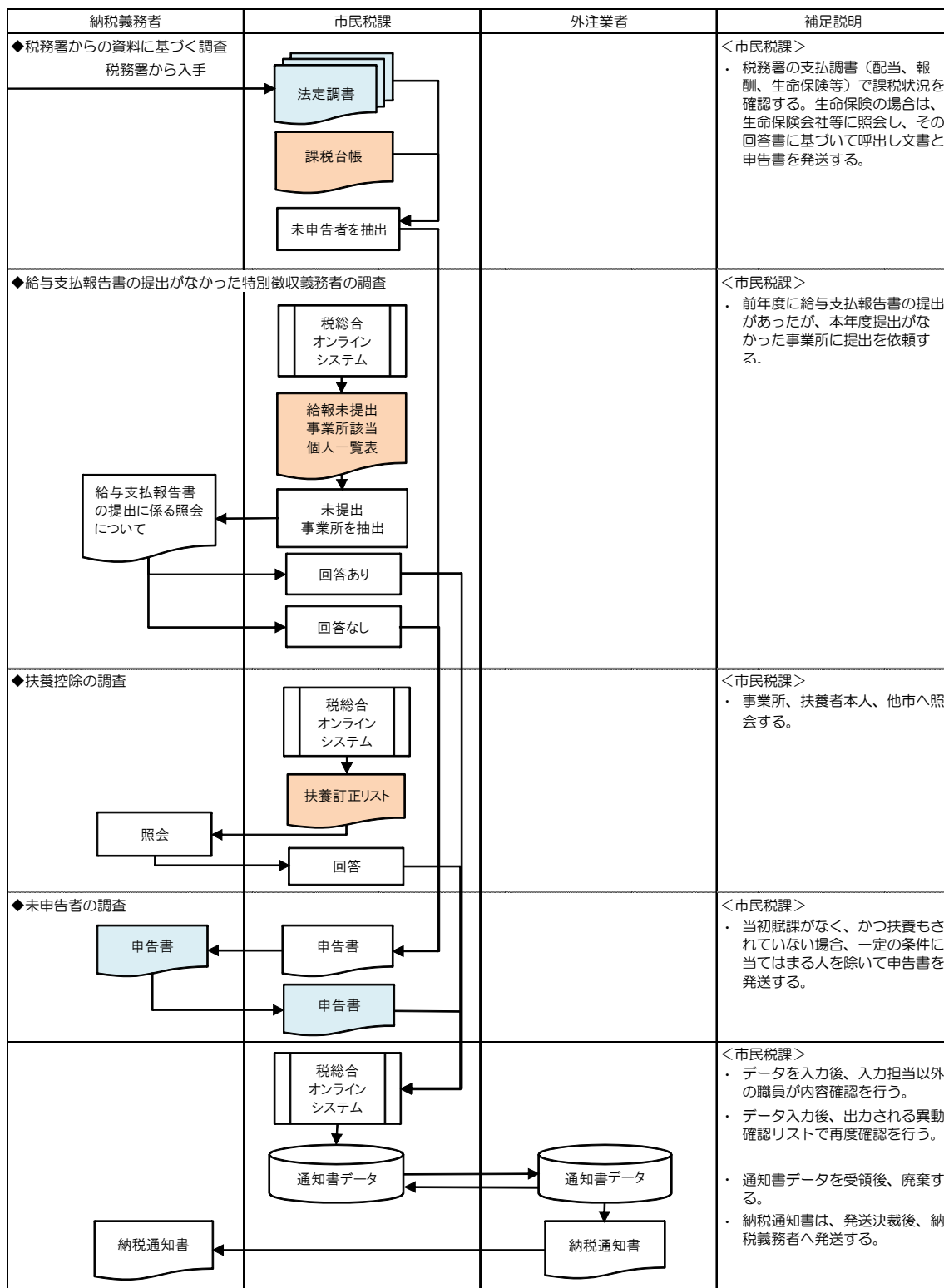
①個人市民税の賦課事務（当初課税）

業務のフローを要約すると次のとおりである。



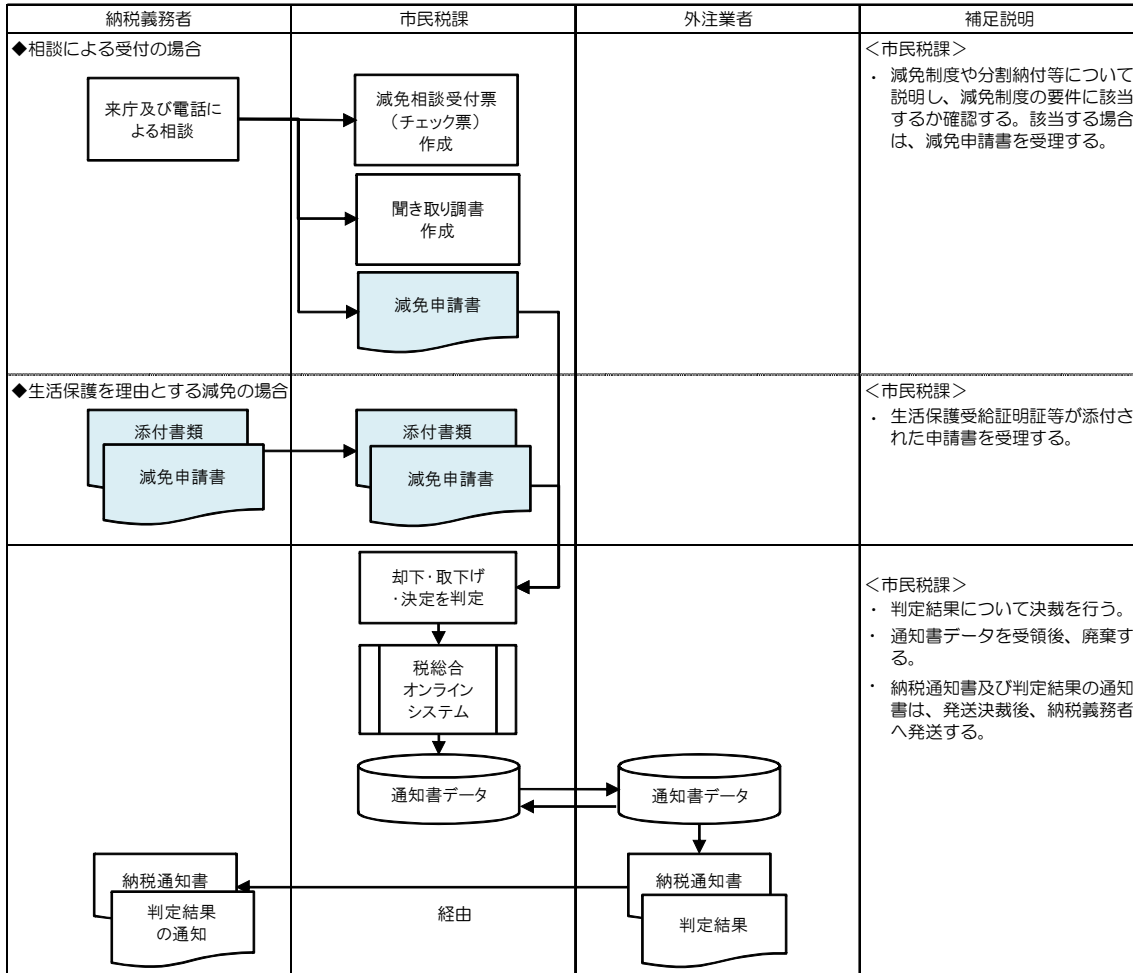
②個人市民税の賦課業務（調査課税）

業務のフローを要約すると次のとおりである。



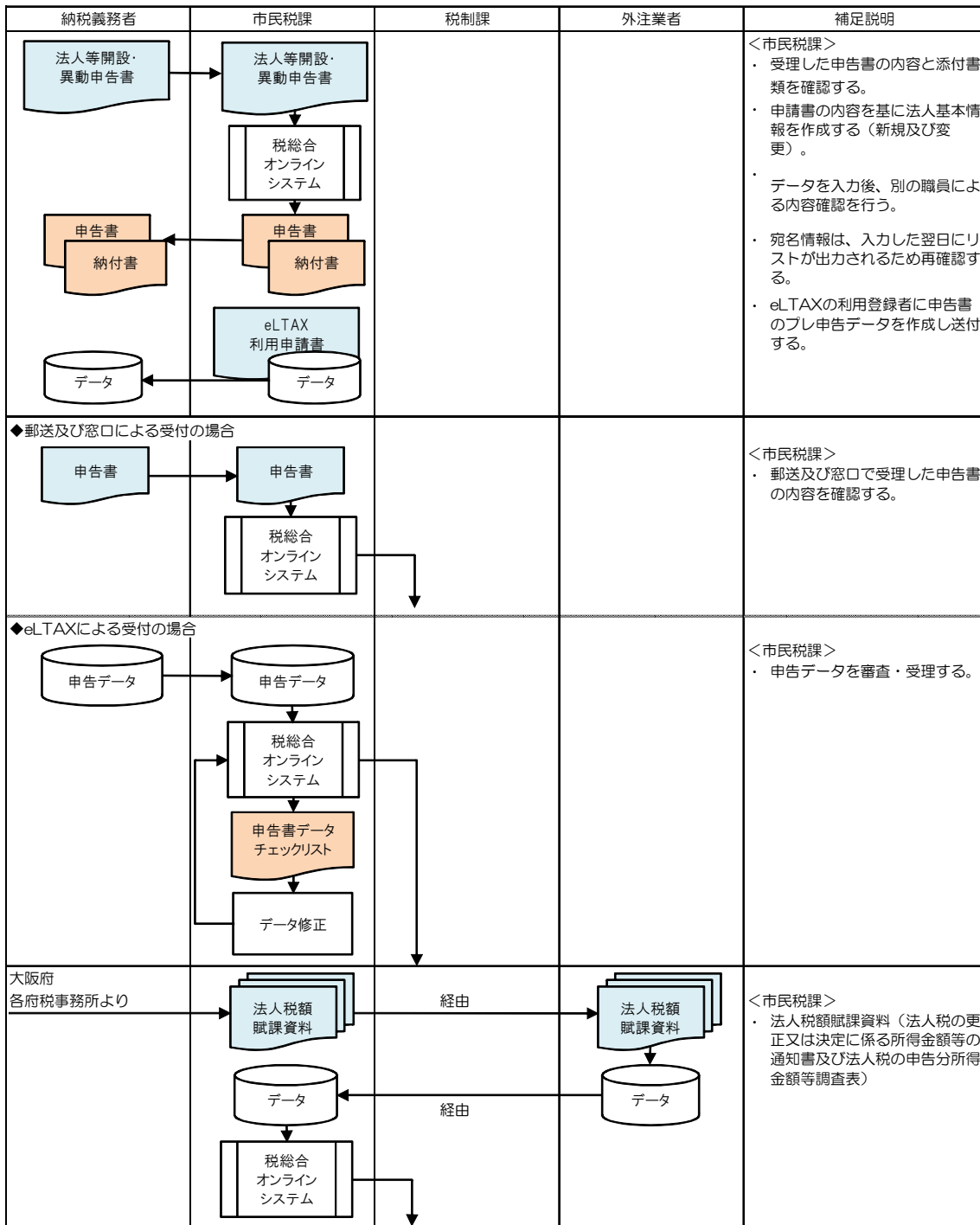
③個人市民税の減免に係る業務

業務のフローを要約すると次のとおりである。



④法人市民税の賦課事務

業務のフローを要約すると次のとおりである。



納税義務者	市民税課	税制課	外注業者	補足説明
				<p><市民税課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課資料チェックリストは、エラー部分を出力し、確認・修正をする。 ・ 賦課資料、未申告法人一覧、申告書返戻等を基に未申告法人の調査を行う。 ・ 申告月ごとに調定処理を行う。 ・ データを入力した後、申請書と調定額内訳表の法人名、申告日、事業年度、法人税割額、均等割額、市民税額を確認する。

2. 結果及び意見

市民税の賦課に関して、対象部署へのヒアリング、保管する文書の閲覧・照合を行ったところ、特に記載すべき事項はない。

【2】固定資産税の賦課について

1. 概要

(1) 制度の概要

①固定資産税とは

固定資産税は、固定資産に対しその所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする)に課する税金である(枚方市税条例第61条)。毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している者が納税義務者である(地方税法第343条)。納税義務者は市から送付された納税通知書により、年4回(5月、7月、9月、11月)に分けて納めることとなっている(枚方市税条例第77条、第79条)。

②税額の計算方法(地方税法第349条、第349条の2、枚方市税条例第70条)

税額は、まず土地・家屋・償却資産の評価額を求め、評価額から課税標準額を導き出して、それに税率(1.4%)を掛けて算出する。土地・家屋の評価額については、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき3年ごとに評価替えを行い、その評価額を基に課税標準額を算定する。償却資産については、個々の資産の取得価格又は前年度の評価額を基礎に、取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価する。

なお、毎年、航空写真の情報も入手し、エラーリストを分筆・合筆申請書(副本)と確認することにより、固定資産税の対象となる土地及び家屋を網羅的に把握できるように努めている。

③免税点(地方税法第351条、枚方市税条例第71条)

同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地においては30万円、家屋においては20万円、償却資産においては150万円に満たない場合は、原則として固定資産税を課することができない。

④減免(枚方市税条例第81条、枚方市税条例施行規則第11条～第15条)

以下のいずれかに該当する者で特に必要があると認めるものに対し、固定資産税を減免することができる。固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に申請しなければならない。

- ① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- ② 災害により使用することができない固定資産を有する者
- ③ 不慮の災害により納税の能力を喪失した者
- ④ 上記のほか、特別の事由のある者

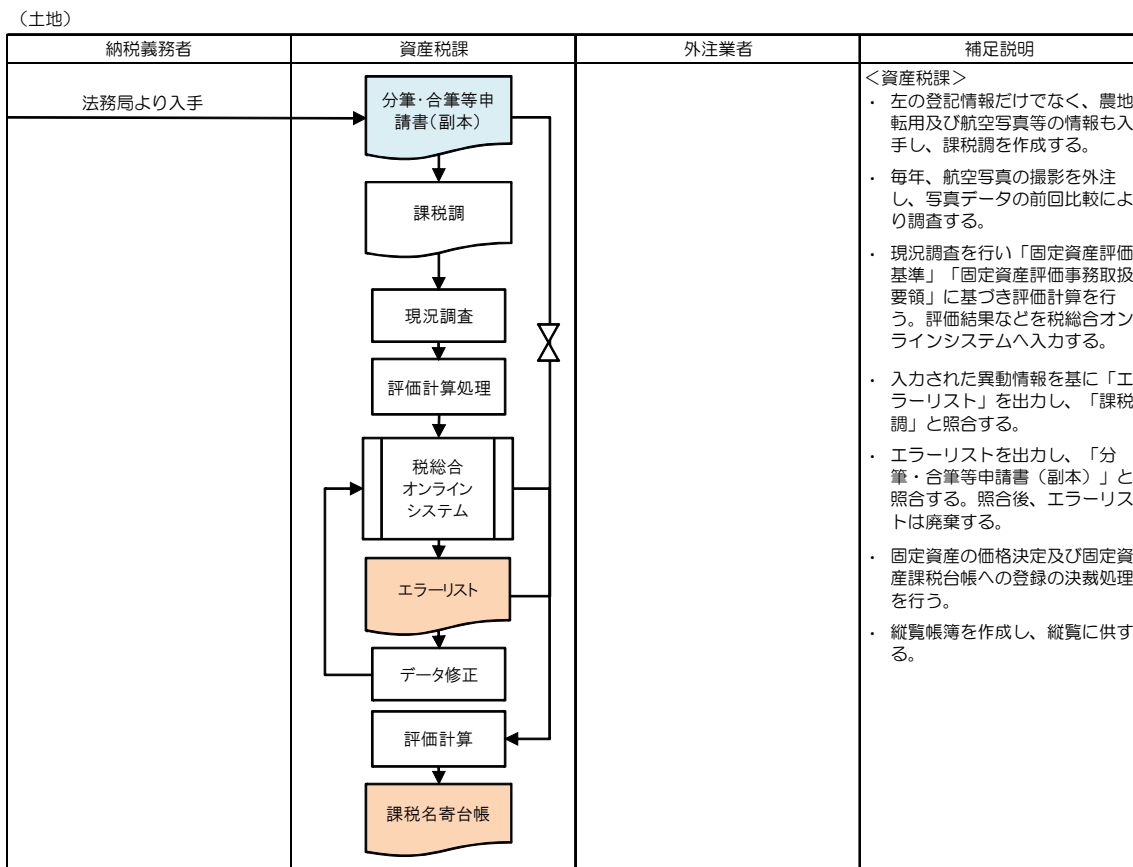
⑤非課税（地方税法第 348 条第 1 項、第 2 項）

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。その他、固定資産税は、土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの、宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物や境内地、墓地、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地、ため池、堤防、学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉施設、老人福祉施設等の用に供する固定資産で政令で定める固定資産などに対しては課することができない。

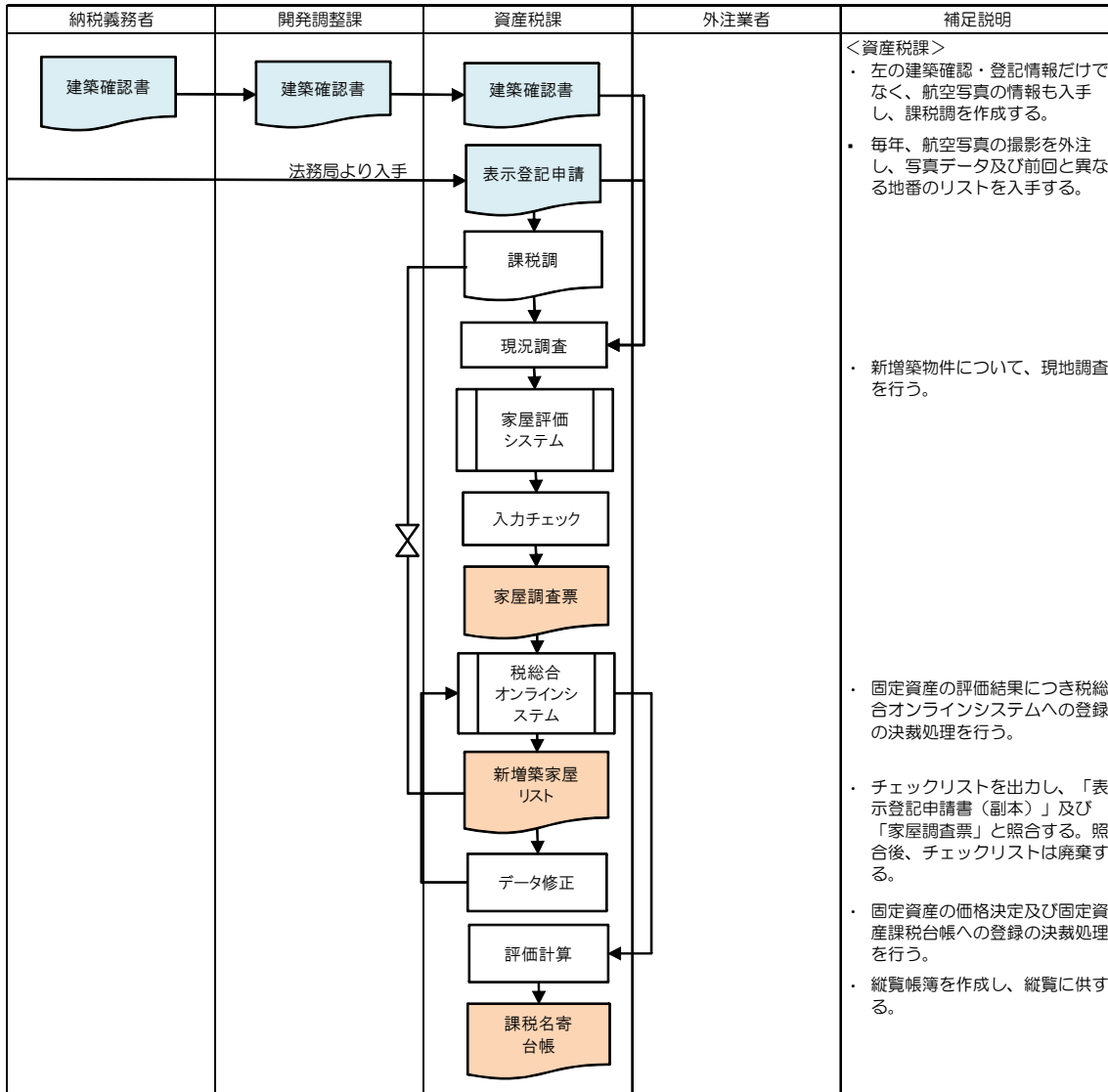
そして非課税の適用を受けようとする者は、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途や家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途、その用途に供し始めた日等の事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない（枚方市税条例第 62 条～第 65 条の 2）。

（2）賦課事務の状況

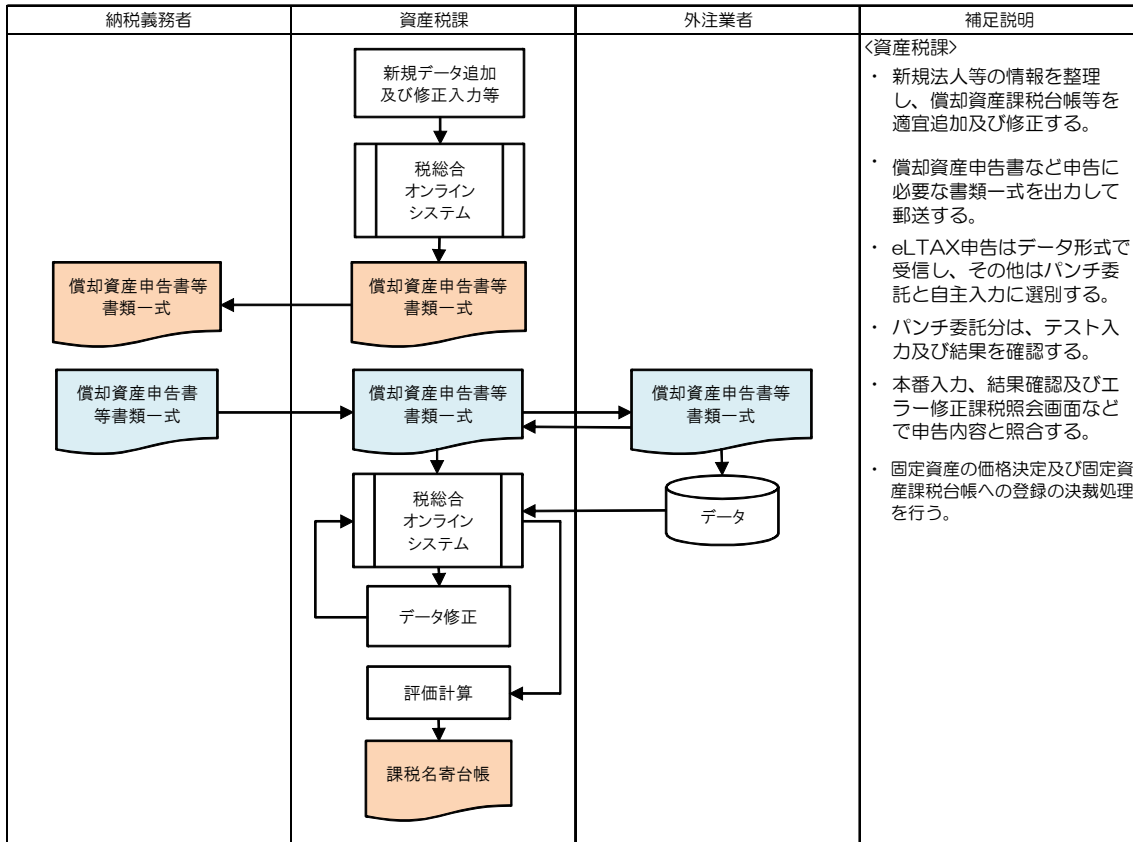
業務のフローを要約すると次のとおりである。



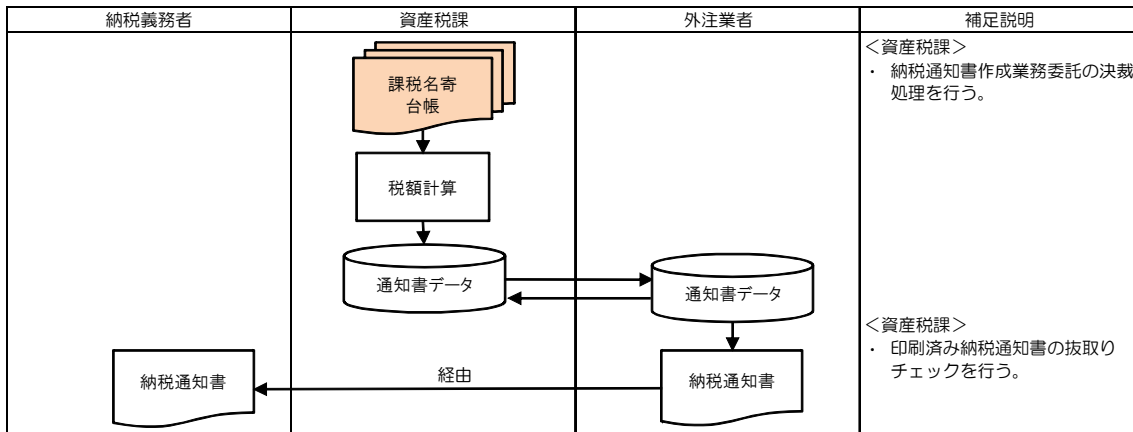
(家屋)



(償却資産)



土地、家屋、償却資産について、名寄後は次のとおりである。



2. 結果及び意見

(1) 減免割合の根拠を明記すべき (結果番号1)

平成 22 年度の減免申請書ファイルを閲覧したところ、火災により家屋の固定資産税が 6 割減免されたものがあった。枚方市税条例施行規則第 12 条によると、減免割合が 6 割であれば当該家屋の価格の 4 割以上 6 割未満の価値を減じたことが要件であるが、担当者が現場確認を行っているものの家屋価格の下落割合までは

計算していない。本来は、規則に従って家屋価格の下落割合を算定した上で減免割合を決定すべきであり、それが困難であれば現状の実務に即して規則を改定すべきである。

枚方市税条例施行規則第 12 条における減免率

被害の区分	減免率
(1) 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10 割
(2) 主要構造部が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の 6 割以上の価値を減じたとき	8 割
(3) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 4 割以上 6 割未満の価値を減じたとき	6 割
(4) 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 2 割以上 4 割未満の価値を減じたとき	4 割
(5) 住家が床上浸水を受けたとき	2 割

(2) システムへの入力チェックは入力者とは別の担当者が行うべき（結果番号 2）

固定資産税（償却資産）では、償却資産申告書兼課税台帳を基に市の資産税課職員が税総合オンラインシステムへ入力を行うものがある。当該台帳には入力者・チェック者の欄を設けており、作業を行った職員が氏名を記入するルールになっている。平成 22 年度の当該台帳を閲覧したところ、入力者・チェック者欄が同一氏名の事例が見受けられた。入力の誤りを防ぐためには、システムへ入力した職員とは別の職員がチェックする必要がある。また、この事務手続きは明文化されておらず、マニュアル等に明記すべきである。

(3) 机上調査のサンプル抽出基準を明文化し実施すべき（結果番号 3）

市町村は固定資産の状況を少なくとも毎年 1 回は実地調査しなければならないと定められている（地方税法第 408 条）。資産税課では例年、税務署からサンプルで減価償却資産明細書を入手し、償却資産申告書兼課税台帳と照合する机上調査を実施する旨、マニュアルで定めている。照合により市への申告漏れと思われる資産を発見した場合はそれらを一覧にし、納税者に対して確認の上、修正申告を求める内容の文書を送付する。しかし、サンプル抽出基準はマニュアルには定められていない。国税での所得計算上、固定資産から生じる減価償却費は損金に充てることができるため、納税者は国税へは固定資産を漏れなく申告している可能性

が高く、国税資料と市への申告とを照合することは資産の申告漏れを効率良く捕捉することができる有効な方法である。したがって、サンプル抽出基準を設定し、マニュアルなどに明記した上で実施すべきである。

また、サンプルによる調査としているのは、税務署へ赴き減価償却資産明細書をコピーする作業が必要であり、全件は困難であるためとのことである。したがって、今後は税務署に対して、減価償却資産明細書のデータ化による一括提供などを要望していくことが望ましい。

(4) 対面調査方法について明文化し実施すべき（結果番号4）

税務署へ法人税の申告をしている法人については上記の机上調査で捕捉できる。一方、そもそも税務署及び市へ税務申告を行っていない法人を捕捉するには対面調査を行う必要があるが、資産税課では現状では実施していない。今後、資産税課では医業など償却資産を保有している可能性の高い業種を中心に、対象事業者をリストアップして対面調査する予定とのことであり、マニュアルなどにサンプル抽出基準や調査内容などを定めた上で速やかに実施すべきである。また、不申告者に対しては、不申告に対する過料が課せられること（条例第86条）も周知していくべきである。

【3】市税の徴収について

1. 概要

(1) 債権の概要

①個人市民税

所管課	市民税課、納税課	
債権の種類	強制徴収公債権	
関係法令	市税条例	
	地方税法	
	国税徴収法	
	民法	
強制徴収権の有無	有（地方税法第331条）	
徴収権の時効	5年（地方税法第18条）	
平成22年度における調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、収入未済額、収納率	調定額	23,768,407千円
	収入済額	22,290,766千円
	不納欠損額	151,233千円
	還付未済額	15,527千円
	収入未済額	1,341,935千円
	収納率	93.8%

②法人市民税

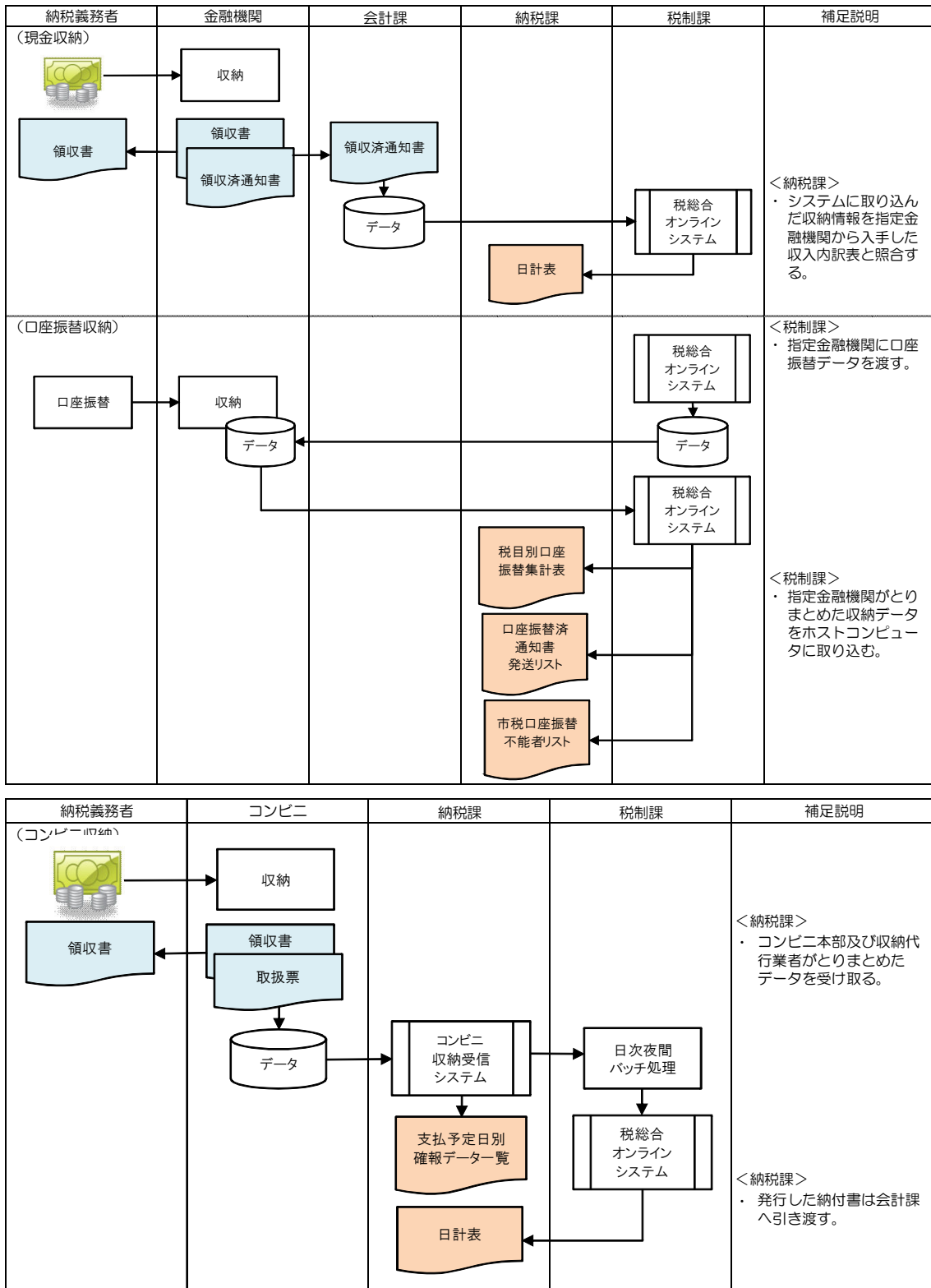
所管課	市民税課、納税課	
債権の種類	強制徴収公債権	
関係法令	市税条例	
	地方税法	
	国税徴収法	
	民法	
強制徴収権の有無	有（地方税法第331条）	
徴収権の時効	5年（地方税法第18条）	
平成22年度における調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、収入未済額、収納率	調定額	3,401,495千円
	収入済額	3,369,445千円
	不納欠損額	5,343千円
	還付未済額	2,204千円
	収入未済額	28,911千円
	収納率	99.1%

③固定資産税

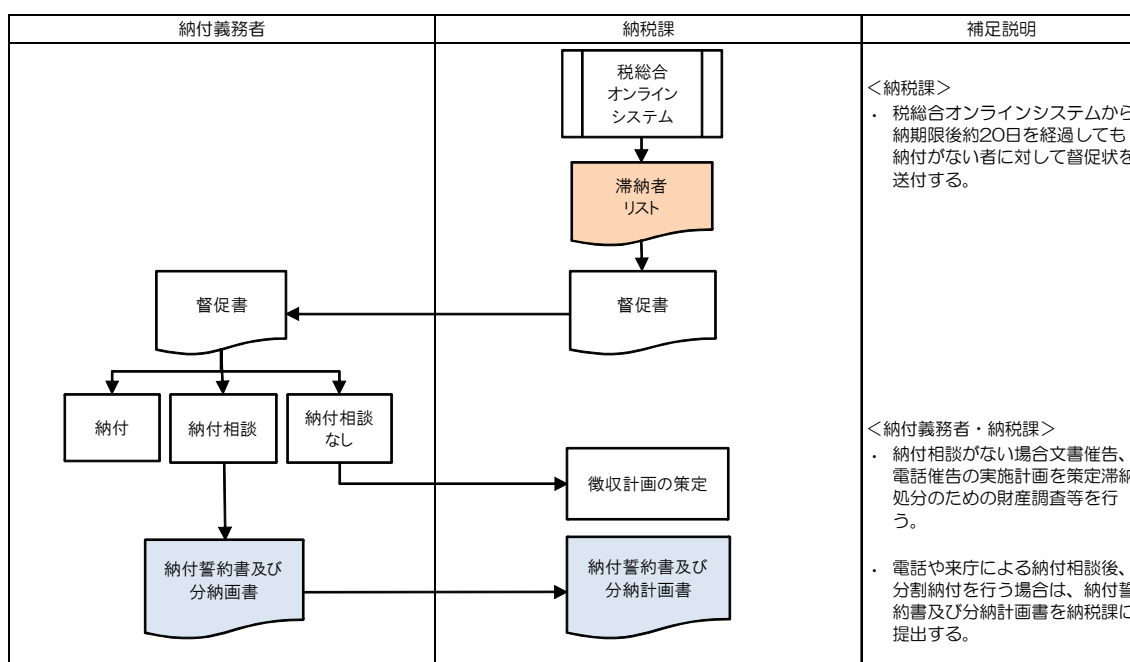
所管課	資産税課、納税課	
債権の種類	強制徴収公債権	
関係法令	市税条例	
	地方税法	
	国税徴収法	
	民法	
強制徴収権の有無	有（地方税法第373条）	
徴収権の時効	5年（地方税法第18条）	
平成22年度における調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、収入未済額、収納率	調定額	23,349,568千円
	収入済額	22,126,501千円
	不納欠損額	66,289千円
	還付未済額	1,319千円
	収入未済額	1,158,097千円
	収納率	94.8%

(2) 債権管理の状況

業務のフローを要約すると次のとおりである。



滞納整理に係る事務は次のとおりである。



(3) 滞納整理について

滞納整理に関わる市の執行体制は次のとおりである。主に収納管理を担う管理グループのほか、役割を滞納整理に特化した組織として、納税課内に徴税第1グループと徴税第2グループの2グループを配置し、財務部内に税徴収強化チームと特別債権回収チームの2チームを配置することで、それぞれの役割に応じて滞納整理に取り組んでいる。

通常、市税の滞納整理については、徴税第1グループと徴税第2グループの職員が担当するが、市税の滞納案件は2万件を超えるため、金額で区分して担当分けをしている。滞納額3万円以上3百万円未満の区分は件数が多く、1人あたり受け持ちが1,000件以上に及ぶため、高額上位300件を抽出して重点的に進捗状況を監視し、管理職員が定期的にヒアリングを行っている。滞納額3百万円以上の超高額区分についてはベテラン職員を2名配置し対応している。

滞納整理に携わる各職員は、基本的には分割納付履行監視、納付交渉・財産調査・差押えといった基本的な滞納整理を行う。また業務の専門化を図るため、倒産事案等が発生した場合は、グループ横断型組織の機動班が各担当から引き継いで調査・対応を行い、電話加入権公売や動産・不動産のインターネット公売が必要な場合は、公売担当がその事務を行う。

税徴収強化チームについては、その母体となる税特別整理プロジェクトチームが平成19年度に設置され、平成22年度には当該チーム名に改称された。このチームは、平成22年度において納税課の高額上位300件の事案の中から未調査の事案を抽出し、財産調査を徹底して実施した。また、現年度の分割納付案件を引き継ぎ、

滞納案件へとつながらないよう履行監視を行っている。

さらに平成 22 年度より新たに特別債権回収チームを設置し、市税、保育料等 5 種類の債権のうち処理困難案件を引継ぎ、納付交渉・財産調査・差押え等を行っている。

2. 結果及び意見

(1) 差押可能額を正しく計算した上でチェックすべき（結果番号 5）

平成 22 年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、給与差押可能金額（国税徴収法第 76 条 I）について納税課が算定した結果はマイナス 30,400 円であり、差押えができる財産はなく、生活保護法の適用基準に近い生活程度（地方税法第 15 条の 7 I ②）と判断し、執行停止を行っているが、監査人が再計算したところ給与差押可能金額は 49,600 円となったケースが 1 件あった。

地方税法第76条 I による計算方法	市計算	監査人計算
給与支払額/月 A	198,000	198,000
源泉所得税額 ①	4,000	4,000
地方税額 ②	7,000	7,000
社会保険料 ③	25,000	25,000
10万円＋扶養親族4万5千円×人数（国税徴収法施行令第34条） ④	200,000	100,000
{A－(①+②+③+④)}×20/100または④のいずれか少ない金額 ⑤	-7,600	12,400
給与差押可能金額=A－(①+②+③+④+⑤)	-30,400	49,600

これは、納税課担当者が税法に基づく算式をまとめた計算表により差押可能金額を計算しているが、給与所得者用の計算表を使うべきところ、年金受給者用の計算表を使ってしまったことが直接の原因である。また、その計算結果は滞納処分停止決議書に添付される他の資料などとともに当該決議書に添付され課長までの決裁を経るが、誤りが発見されなかったものである。

今後においては正しい計算表を使う必要がある。また、内部統制機能として、決議書による決裁の際にいずれかの者が再計算するなどのダブルチェックを行えるような体制の整備についても、事務量等の負荷を勘案した上で、検討すべきである。

なお、当該監査での指摘により当該滞納については、執行停止取消しの決議を行い、滞納者に「給与差押決定通知書」を送付し、勤務先への再度の給与照会等の財産調査を実施したところ、滞納者の生活環境及び経済環境が変化しており、差押え可能な財産及び給与はなく、納付に向けた交渉を行っているとのことである。

(2) 分割納付の安易な再分割は認めるべきでない（結果番号6）

平成 22 年度の滞納処分停止決議書を閲覧したところ、長期にわたって収入未済額として滞留し、最終的に執行停止と判断されたA社の事例が1件あった。もっと早い段階で執行停止すべきであったと考える。従来は、再分割をどこまで認めるか、財産調査をどのタイミングで行うか明確な判断ルールがなかったため、結果として分割納付の再分割を繰り返したことが主な要因である。

当該事例では平成 22 年 11 月になって初めて法人登記簿を取り寄せ、滞納法人が平成 18 年 6 月に解散していたことが判明している。納税課によると、滞納法人が解散しているにもかかわらず、代表者の妻が納税相談に来庁しながらも法人解散については一言も語らず分割納付を希望したため、法人が解散しているとは思わず数度にわたり再分割を受けていたとのことである。当初の分割納付が不履行になった時点で適切な財産調査等を実施していれば、このような事態は防ぐことができたはずである。

現状では、滞納者から分割納付の申し出があったときの基本的な対応を定めており、基本的には分割納付は認めず、分割納付を認めても不履行が2ヵ月続くと原則として滞納処分に移行するルールとなっている。今後は、当該ルールに従って速やかに事務を執行すべきである。

A社の滞納金の状況(執行停止決議時点)

調定年度	税目	税額(円)
平成10年度	特別徴収市府民税	189,000
平成10年度	法人市民税	50,000
平成11年度	特別徴収市府民税	220,500
平成11年度	法人市民税	50,000
平成12年度	特別徴収市府民税	87,800
平成12年度	法人市民税	50,000
	合計	647,300

(3) 分割納付に係る収入未済額が長期滞留しないような管理を行うべき（結果番号7）

分割納付は基本的には1年以内に完済するよう納付計画を立てるが、実務上は均等月割ではなく、11ヵ月分は滞納者が支払いに耐えられる金額（数千円～数万円）で組み、その間に財産調査を実施し、最終月に残額（数十万円～数百万円）を充てるケースが散見された。課内の取り決めでは、小額分納については担保を徴した上で担税力を見極めて分割納付の履行状況を監視するか、執行停止を行うかを判断するものと定めているが、どのタイミングでどのように見極めるのかそれ以上の具体的なルールはない。そのため、不履行にならない限り、残額に係る再分割を繰り返して長期に滞留してしまうケースが生じる可能性を否定できない。納

税課によると、課内の取り決めに従った取組により分納債権は従来より減少しているとのことだが、分納債権だけを抽出・集計し総額の期間比較などの管理をしているわけではなく、明確な根拠に基づくものではない。

今後は、分納債権の推移について定期的にモニタリングし、増加傾向にあればシグナルとして捉え速やかに対処するといった管理を行うべきである。現在、新システムの改修計画を立案中であり、上記のような情報を効率良く集計できるような機能を付加することも検討すべきである。

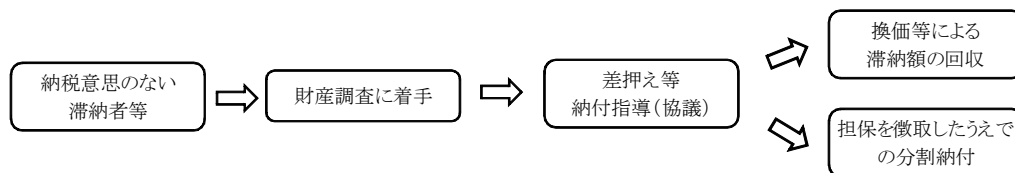
なお、納税課によると、平成 23 年度からは執行停止事案を定期的にリストアップして財産調査を行い、担税力の復活と差押えすべき財産の有無を確認しており、そのため、小額分納しかできない担税力なき滞納者には執行停止しやすい環境づくりを行っているとのことである

(4) 徴収事務の状況を客観的に示すデータを収集できる仕組みを構築すべき（意見番号 1）

市の収納率は、第 3 3. で見たように平成 22 年度は前年度よりも改善している。監査にあたり、どのような取組が進められ、その結果がどのように改善に結びついているのかといった分析を試みようとしたが、客観的な状況を示すデータの集計は困難であるとのことであった。

例えば、市では、納税意思のない滞納者等に対して一定の優先順位付けを行い、順次財産調査に着手している。個々の滞納者ごとにはその状況を記録しているが、全体でどの程度の滞納者及び滞納額に対して、何件の財産調査に着手したのか、調査は何件完了したのか、どのような結果となったものが何件あるのかといったデータを集計することは困難であるとのことであった。

納税意思のない滞納者に対する事務の流れ



また、例えば、差押えがどのような状態であるのかについても詳細なデータを集計することは困難とのことであった。具体的には、年度別に差押えを実行した額までは把握できるが、それがいつ換価されたのか、あるいは別途全額納付を受けて差押えを解除したのか、分割納付のため差し押さえたままなのか、単に差し押さえたまま（いわゆる塩漬け）なのかといった詳細なデータについては集計することは困

難であるとのことであった。

徴収業務全体がどのような方向に進んでいるのか、またどこまで進んでいるのかを客観的に認識し、状況をモニタリングするためには、徴収事務の状況を客観的に示すデータを収集できる仕組みが必要である。現在、新システムの改修計画を立案中であり、上記のような情報を効率良く集計できるような機能を付加することも検討すべきである。

(5) 執行停止の前提となる各調査のチェックリストを整備すべき（意見番号2）

現状では、執行停止する際は、担当者が滞納処分停止決議書の様式に滞納者氏名、税額、処分停止事由（地方税法第15条の7第1項第1・2・3号第5項）、財産の状況などを記載して起案し、納税課長までの決裁を経ている。しかし、上記（2）で述べたA社の執行停止決議書を閲覧したところ、A社の財産状況について「預金等財産見当たらず」と記載しているだけで、どの時点で、どのような財産を調査して、その結果として判明した財産額（財産額ゼロを含む）に関して不明である。

また、その他の平成22年度における滞納処分停止決議書を閲覧したところ、決算期末に近づくにしたいが決裁件数が多くなる傾向があった。納税課によると、執行停止イコール徴収をあきらめるというイメージから起案に踏み出しづらいうえ、財産調査に時間を要することで、年度末ぎりぎりまで徴収に取り組んでしまうために、結局、年度末に駆け込みで執行停止を起案するケースも少なくないとのことである。

財産調査や所在調査を十分に行い、それでもなお滞納者に担税力がないと判断したのであれば、当該滞納金については執行停止として、それ以外の回収可能性の高い滞納金に人員・経費を注力することは、税徴収の効率性・公平性にかなうことであり、結果的に収納率アップにもつながると考えられる。

例えば、差押えの財産種類（電話加入権、不動産、動産または有価証券、給料報酬、預金、その他）を網羅したチェックリストを定め、調査結果を当該リストに記録し、滞納処分停止決議書に添付した上で起案するなど調査事項漏れを防止し、適切なタイミングで執行停止の判断を行うことができる体制の整備を図るべきである。

(6) 未納延滞金についても管理すべき（結果番号8）

納税者が納期限後に納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当初1ヵ月は年7.3%）の延滞金額を加算して納付しなければならない（地方税法第326条ほか）。そのため滞納者への個別の督促状や催告書には、滞納本税に加え発送日現在の延滞金の金額を記載の上、送付している。し

かし、市では市全体で発生している延滞金の総額を把握していない。

この点について、市では、現行システムでは集計が不可能であり、また本税が完納されるまで延滞金は増加を続けること、本税が完納されてから延滞金の納付がなされることなどから、市全体で発生している延滞金の総額を集計することにさほど必要性は認められないとのことであった。滞納された本税の納付促進に努めており、収納率は上昇しているものの 25%程度であり、延滞金の徴収はさらに困難であると推測され、延滞金の総額を集計したとしても、将来の市の収入を示す額とも言い難い。したがって、集計することに必要性を認めないとのことである。

しかし、本税完納部分に対応するものについては、延滞金が確定しており、延滞金も本税部分と同じく市として徴収すべき債権である。また、延滞金を集計・管理することにより、当年度に新たに確定した延滞金、そのうち徴収できた額、減免した額等々の全体像（指標）を把握することが可能となり、本税と同じく、どのような徴収事務を行えば効果的であり、収納率が上昇するのかといった方針を検討する重要な指標として活用することができると考える。

したがって、少なくとも市全体で確定した延滞金については、その金額を集計し、管理すべきである。

(7) 延滞金の減免について条例化に向けた準備を進めるべき（結果番号9）

地方税法では延滞金の減免が認められており、枚方市でも「滞納整理マニュアル」に延滞金減免要件や申請手続を定めている。しかし、一般的にマニュアルは内部文書であるため市民が見る機会はなく、延滞金の減免の存在を知り得ない者がいる可能性がある。従来経験で知っている者だけが減免の恩恵を受けているとすると、不公平であるといえる。また、減免割合については、マニュアルにおいても明文化されておらず、個々の事例ごとに判断している。

現在延滞金の減免についてはシステムにて計算ができない。分割納付では延滞金の算定が複雑であり、一部納付や、納付の遅れがあれば、さらに複雑となる。そのため減免について条例で一律に定めた場合、手作業で膨大な計算を行うことになり事務が増加し、本税等の徴収に費やす時間の減少が避けられないと思われる。したがって、市としても延滞金の減免の条例化は、中長期的な課題として認識しつつも、計算事務に対応できるシステムの開発も同時に進めなければ、実務的に対応できないと考えているとのことである。

延滞金の減免要件及び減免割合についても明確に定めて、本税の減免と同様に条例化するべきであり、条例化にあたり、システム開発が必要であれば、減免の条例化とシステム開発を同時に進めるべきである。

【4】 保育所運営費負担金における収入未済額の管理について

1. 概要

(1) 制度の概要

①意義

保育所運営費負担金（以下、「保育料」）徴収制度は、児童の福祉を国及び地方公共団体が保障する責務に基づき（児童福祉法第1条～第3条）、「保育に欠ける」（児童福祉法第24条1項）児童に対して、枚方市が保育を実施するとともに、枚方市が負担した保育費用を「本人又はその扶養義務者」（児童福祉法第56条3項、第51条3号、4号）から徴収できるというものである。

②徴収料金

児童福祉法による費用の徴収に関する規則第2条別表第3により下表のように定められている。

(平成23年3月15日現在)

世帯の課税状況			階層区分	保育料の額（月額） (円)						
				0才児クラス～ 2才児クラス		3才児クラス		4才児クラス～ 5才児クラス		(注1)
				1人入所	2人入所	1人入所	2人入所	1人入所	2人入所	
生活保護世帯			A	0	0	0	0	0	0	
平成 22 年分 所得 税 (注3)	所得税 0円 (非課税)	0円（非課税）	B	0	0	0	0	0	0	
		均等割のみ課税	C 1	6,500	3,200	6,000	3,000	5,600	2,800	
		所得割の額 9,999円まで	C 2	9,000	4,500	7,500	3,700	7,100	3,500	
		所得割の額10,000円以上	C 3	10,300	5,100	8,800	4,400	8,500	4,200	
	1円～1,999円		D 1	11,500	5,700	10,000	5,000	8,900	4,400	
	2,000円～8,999円		D 2	13,700	6,800	11,700	5,800	9,600	4,800	
	9,000円～16,999円		D 3	16,000	8,000	14,600	7,300	13,000	6,500	
	17,000円～44,999円		D 4	21,000	12,600	19,000	11,400	16,000	9,600	
	45,000円～49,999円		D 5	25,500	15,300	22,000	13,200	17,000	10,200	
	50,000円～83,999円		D 6	28,000	16,800	23,000	13,800	19,000	11,400	
	84,000円～124,999円		D 7	36,000	21,600	24,000	14,400	22,000	13,200	
	125,000円～202,999円		D 8	39,000	23,400	25,000	15,000	22,500	13,500	
	203,000円～269,999円		D 9	44,000	26,400	26,000	15,600	23,500	14,100	
270,000円～469,999円		D 10	46,500	27,900	26,500	15,900	24,000	14,400		
470,000円～680,999円		D 11	50,600	30,300	26,800	16,000	24,500	14,700		
681,000円～		D 12	52,000	31,200	27,000	16,200	25,000	15,000		

(注1) クラス年齢は4月1日現在の年齢である。（例：4月1日現在、3才 ⇒ 3才児クラス）

(注2) 「2人入所」欄の額は、2人の児童が入所している場合の2人目の保育料である。

なお、3人以上の児童が入所している場合の3人目以降の保育料は0円である。

(注3) D1～D12における所得税の額は、住宅借入金等控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修控除・電子証明書等控除を適用する前の額である。

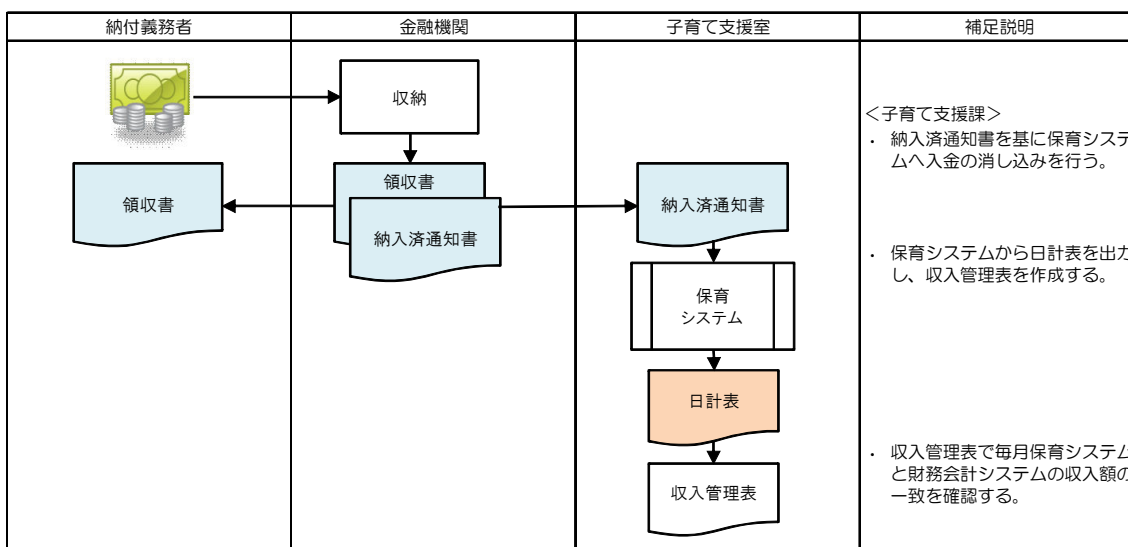
(2) 債権の概要

所管課	子育て支援室		
債権の種類	強制徴収公債権		
関係法令	児童福祉法		
	地方自治法		
強制徴収制度の有無	有（児童福祉法第56条第10項）		
時効	5年（地方自治法第236条第1項）		
平成22年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率	調定額	1,527,863千円	
	収入済額	1,373,492千円	
	不納欠損額	14,073千円	
	収入未済額	140,298千円	
	徴収率	89.9%	

(3) 債権管理の状況

①保育料の徴収事務

業務のフローを要約すると次のとおりである。



②債権の徴収体制

子育て支援室の入所・地域支援グループが徴収事務及び督促・催告業務を行っている。なお、平成22年4月に開設された特別債権回収チームに滞納債権のうち高額かつ納付相談のない者に対する債権を移管しており、移管後は特別債権回収チームが督促・催告業務を行っている。

入所・地域支援グループの業務は次のとおりである。

- ・ 子どもの育成及び子育て支援に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- ・ 児童福祉、母子及び寡婦福祉並びに父子福祉に関すること。ただし、他の課の所

管するものを除く。

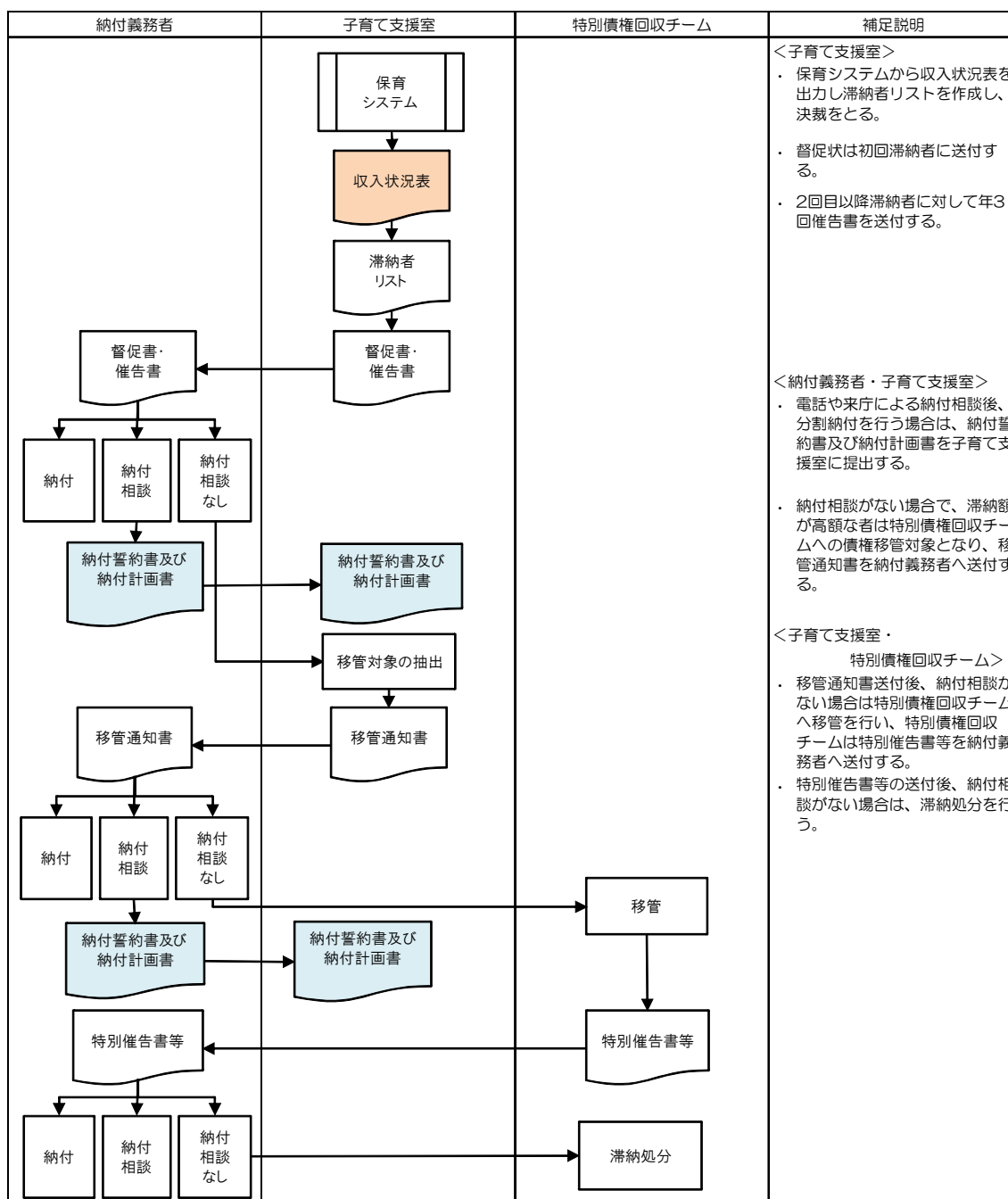
- ・巡回相談に関すること。
- ・助産施設及び母子生活支援施設に関すること。
- ・保育の実施に関すること。

上記の、「保育の実施に関すること」に保育所入所事務から保育料の徴収事務及び督促・催告業務まで含まれる。枚方市は平成 22 年 4 月 1 日現在、待機児童が 19 名生じるなど、保育所入所希望者等の増加により、全体として業務量が増加しているため、現状の督促・催告に加え、さらに収納率向上のための業務時間を割くことは、難しいとのことである。

特別債権回収チームは 4 名体制で、強制徴収が可能な債権である市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の催告業務（財産処分を含む）を行っている。

③督促・催告

業務のフローを要約すると次のとおりである。なお、初回滞納分に対する督促及び年 3 回の催告を実施している。



④納付交渉（分割納付）

随時、滞納者からの納付相談により、家計の状況等を聞き取り、負担能力に応じた分割納付の相談を行う。毎年8月に夏季・日曜特別相談会（場所：市役所）を予約制で実施している。

⑤法的措置

所管課から特別債権回収チームへ高額かつ納付相談がないものを移管し、特別

債権回収チームにおいて、財産調査及び滞納処分を行う。

⑥時効の管理

保育システムにおいて時効の管理を行っている。督促状の送付、保育料の納付誓約書及び納付計画書（以下、「分割納付誓約書」）の入手、滞納処分の実施等により時効が中断する。

⑦不納欠損処理

時効により保育料の徴収権が消滅したものにつき、不納欠損処理を行っている。

2. 結果及び意見

(1) 積極的な徴収業務を実施すべき（意見番号3）

枚方市は督促状及び催告書の送付による徴収は行っており、さらに毎年8月の第4日曜日には「夏季・日曜特別相談会」を開催するとともに納付相談等を行っている。しかし、電話や訪問による徴収や保育所での納付相談会の開催は行っていない。現状の徴収体制では、督促状や催告書の送付後、納付相談を受けた者については接触を図ることができるが、納付相談を受けていない者については接触を図れない。納付意欲のない者は長期にわたり滞納を行う可能性があり、児童卒園後納付意欲が益々低下する可能性があると考えられる。

したがって、納付意欲の低下を招く前に納付義務者へ接触を図ることが、歳入確保につながると思われるため、積極的な接触を図るべきである。特に卒園年次については徴収強化を図るべきである。具体的には、滞納初期に電話及び訪問による積極的な徴収を行うとともに、児童の保護者と接触する機会が高い保育所で納付相談会を実施することが考えられる。また、詳細な納付交渉の記録を残すとともに、ケース会議を実施するなど、職員間で情報共有を行うことも必要である。

(2) 財産調査を早急に実施し、その結果を基に滞納者と納付交渉すべき（意見番号4）

所管課では財産調査を実施しておらず、特別債権回収チームに徴収事務を移管して初めて実施される。特別債権回収チームに移管される債権は所管課保有債権の一部であり、一部にしか財産調査が行われていない状態である。

所管課では財産調査に関するノウハウがないため、具体的な手続きが分からないとのことであるが、現に納税課や特別債権回収チームでは財産調査を行っておりノウハウは有している。市全体でノウハウの共有を行い、所管課においても財

産調査を実施し、その結果を基に滞納者と相談を持つ機会を設け納付交渉すべきである。

(3) 特別債権回収チームへの移管対象及び移管時期を検討すべき（意見番号5）

平成22年4月より特別債権回収チームが発足し、保育料についても、所管課から特別債権回収チームへ徴収事務を移管することができる。明確な移管基準はないが、平成22年度においては、高額かつ納付相談を受けていない滞納者分を移管している。

特別債権回収チームの事務処理能力から所管課に移管を要望していた件数は60件だったが、平成22年度は7月と12月に移管通知書を送付し、特別債権回収チームへ移管した件数は30件であった。特別債権回収チームが要望していた件数の2分の1であり、特別債権回収チームを十分に活用できていなかったと考えられる。また移管された30件中10件が、12月に移管されており、特別債権回収チームが十分に徴収を行うことができない状態であったとのことである。さらに、分割納付誓約書を提出してきた者については所管課にて履行管理を行い、履行が滞った場合は特別債権回収チームへ連絡することとなっていたが、連絡がタイムリーに行えていないものがあった。このような状態では特別債権回収チームが十分に徴収業務を実施することができないと考える。

したがって、歳入確保を図るために、特別債権回収チームとの連携を強化し、移管対象及び移管時期についてより一層検討すべきである。

(4) 徴収マニュアルを整備すべき（意見番号6）

現在、徴収業務のためのマニュアルはなく、グループ内説明用資料で職員間の情報共有を図っている。グループ内説明用資料は催告書送付のスケジュール、対象者数、分割納付の依頼があった場合や納付相談があった場合に留意すべき基本的な事項が記載されたものである。しかし、どのように滞納者リストを作成し、そこから催告書送付対象をどのように抽出するのか、分割納付の依頼があった場合や納付相談があった場合に留意すべき詳細な事項等が記載されていないため、これだけでは具体的な徴収業務の内容が分からない。

マニュアルがなければ、職員によって対応の方法が異なる恐れがある。現に、分割納付の金額はケースバイケースで設定されており、明確な基準は定められていない。また人事異動があると、ノウハウを継承することが難しいと考える。

したがって、効率的に効果的な徴収業務を行うために、マニュアルを整備すべきである。

(5) 分割納付の履行管理を適切に実施すべき（意見番号7）

保育システムには入金管理を行う機能はあるが、分割納付計画の情報を管理する機能はない。そのため、計画の支払日からどの程度の期間滞納しているか保育システムで確認することができない。ただ、分割納付誓約書に入金確認欄が設けられており、そこで入金の消し込みを行っているため、分割納付誓約書を見るとどの程度の期間滞納しているか分かるとの説明を受けた。

しかし、分割納付誓約書を閲覧すると、入金確認欄は担当者によって異なった書き方をしており、十分に消し込みがなされていない状態であった。分割納付誓約書をもって分割納付の履行管理を行うのであれば、入金確認欄の記載方法は統一すべきである。

また保育システムに分割納付計画の情報を入力可能とすることにより、簡単に履行状況の確認が可能となり、分割納付誓約書による履行管理をより効率的に実施することが可能となると考える。保育システム更新の際は、当該機能の追加について検討すべきである。

(6) 分割納付誓約書に日付が記入されていない（結果番号10）

分割納付誓約書を閲覧した結果、分割納付誓約書に日付が記載されていないものが見受けられた。分割納付誓約書は債務承認の重要な書類となるため、必ず分割納付誓約を締結した日付を記載する必要がある。

(7) 分割納付誓約書は納付義務者に自ら記載してもらうべき（意見番号8）

電話等で分割納付協議が整った場合、所管課職員が分割納付誓約書を作成している。この場合、債務者から勝手に職員が作成したもので自分は関与していないとの主張がなされることが考えられ、債務者が債務を承認したことを市が主張立証しなければならなくなる。立証できない場合は、時効中断が成立しないこともありうるため、職員による分割納付誓約書の作成はリスクがあると考えられる。したがって、分割納付誓約書は納付義務者に自ら記載してもらう必要がある。

(8) 分割納付誓約書に債務を承認するとの文言を入れるべき（意見番号9）

保育料の分割納付誓約書を閲覧した結果、分割納付誓約書に債務を承認する文言がなく、今後の納付計画しか記載されていない。実際に債務承認という文言が入っていない場合でも分割納付誓約書を提出するということは前提として債務があることを認めていることになり、納付義務者が作成する場合は債務承認による時効中断効は生じるものと考えられる。しかし、債務承認の事実をより明確にするために「債務を承認する」との文言を入れておくことが望ましいと考える。

(9) 督促状に不服申し立てができる旨を記載すべき（結果番号 11）

督促状には次の事項が記載されているのみで、この督促について不服がある場合は不服申し立てができる旨が記載されていない。

- ・ 保育料の入金が確認できていない
- ・ 納期限までに金融機関に納入してください
- ・ 保育料の支払には、便利な口座振替・自動振込をご利用ください

児童福祉法 56 条 10 項、地方税法 19 条 2 号、行政不服審査法 57 条により教示をする必要があると考えられるため、不服申し立てができる旨を督促状に記載する必要がある。

(10) 督促状に滞納処分を受けることとなる旨を記載すべき（意見番号 10）

移管通知書によって、特別債権回収チームへ債権徴収事務を移管する旨を通知する際に初めて、滞納者に期限までに納付がない場合は滞納処分を行うことを伝えている。この移管通知書を発送することによって分割で保育料を支払ってくる者もあり、ある一定の徴収効果を上げている。移管通知を待たず、督促時に滞納処分を行う旨を滞納者へ伝えておれば、より一層の徴収効果があったと考えられる。

したがって、滞納者を減らすためにも、督促状に「期限までに納付されなければ滞納処分を受けることとなる旨」を（9）に加えて記載すべきである。

【5】生活保護費返還金等における収入未済額の管理について

1. 概要

(1) 制度の概要

①意義

生活保護制度は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づいて、生活保護法で規定されている制度である。国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。具体的には市町村から必要な者に対して、生活保護費を支給している。

しかし、生活保護の廃止、停止及び変更に伴って、既に支出した生活保護費に過払いが生じた場合には、生活保護の受給者は生活保護法第 63 条、77 条、78 条に基づき、当該過払いの保護費を市に返納しなければならず、市は、生活保護費返還金等として、債権を認識することとなる。

②種類

生活保護費返還金等としては、以下のものがある。

法第 63 条に基づく返還金（以下、「63 条返還金」）	
	急迫の場合等で、資力があるものについて保護を応急的に行った場合や、受給資格がなかったにもかかわらず、誤認により生活保護費を受給した場合に、事後においてその費用を返還させる措置である。この場合、原決定処分は有効なものであり、処分の遡及変更は行わない。返還額は、返還要因となった資力の額に基づいて決定される。
法第 77 条に基づく徴収金（以下、「77 条徴収金」）	
	被保護者に対して、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならないものがあるとき、その履行義務者が義務を履行しないことにより、保護決定せざるを得なかった場合に、その支出した費用の全部又は一部を当該扶養義務者から徴収するものである。この場合、扶養義務者の負担すべき額については、保護の実施機関との協議によって決定されるが、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申し立てにより家庭裁判所が、これを定めることとなっている。
法第 78 条に基づく徴収金（以下、「78 条徴収金」）	
	不正な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者に当該保護費を支出した地方公共団体の長が、その費用の全部又は一部を徴収するものである。法第 63 条の場合と同じく、被保護者から支出した保護費の返還を求めるものであるが、不正手段により保護を受けるという点において異なり、したがって、損害追徴としての性格をもつものであり、徴収額の決定にあたり相手方の資力は考慮されず、不正受給額を全額決定するものである。枚方市では、ケース診断会議（注）に諮ったうえ、福祉事務所長の決裁を得るものとしている。

（注）ケース診断会議とは、ケースワーカーから援助関係・指導・指示等の問題点や検討事項があれば随時、管理職、査察指導員に説明し、判断を求める会議のことである。

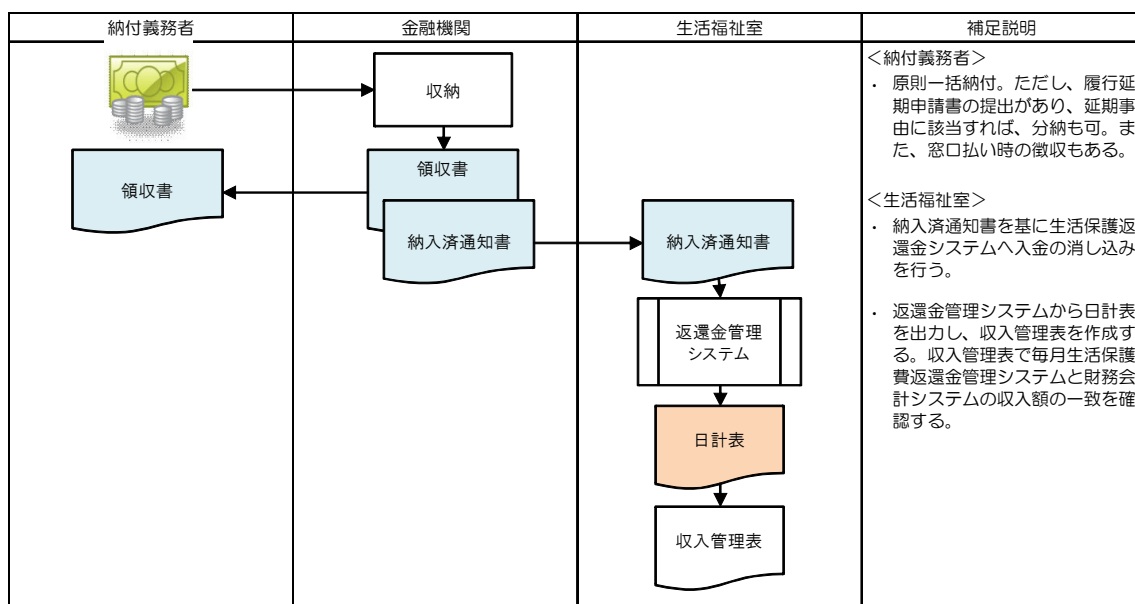
(2) 債権の概要

所管課	生活福祉室	
債権の種類	非強制徴収公債権	
関係法令	生活保護法	
	生活保護法施行令	
	生活保護法施行規則	
強制徴収制度の有無	無	
時効	5年	
返済方法	毎月均等返済又は一括返済	
支払方法	銀行窓口払い ※かつて、ケースワーカーが家庭訪問時に現金で回収し、生活福祉室所定の領収書を使用していたが、現在は現金での回収は一切行われていない。	
利息	無利息	
平成22年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率	調定額	252,326千円
	収入済額	121,911千円
	不納欠損額	7,174千円
	収入未済額	123,240千円
	徴収率	48.3%

(3) 債権管理の状況

①生活保護費返還金等の徴収事務

業務のフローを要約すると次のとおりである。



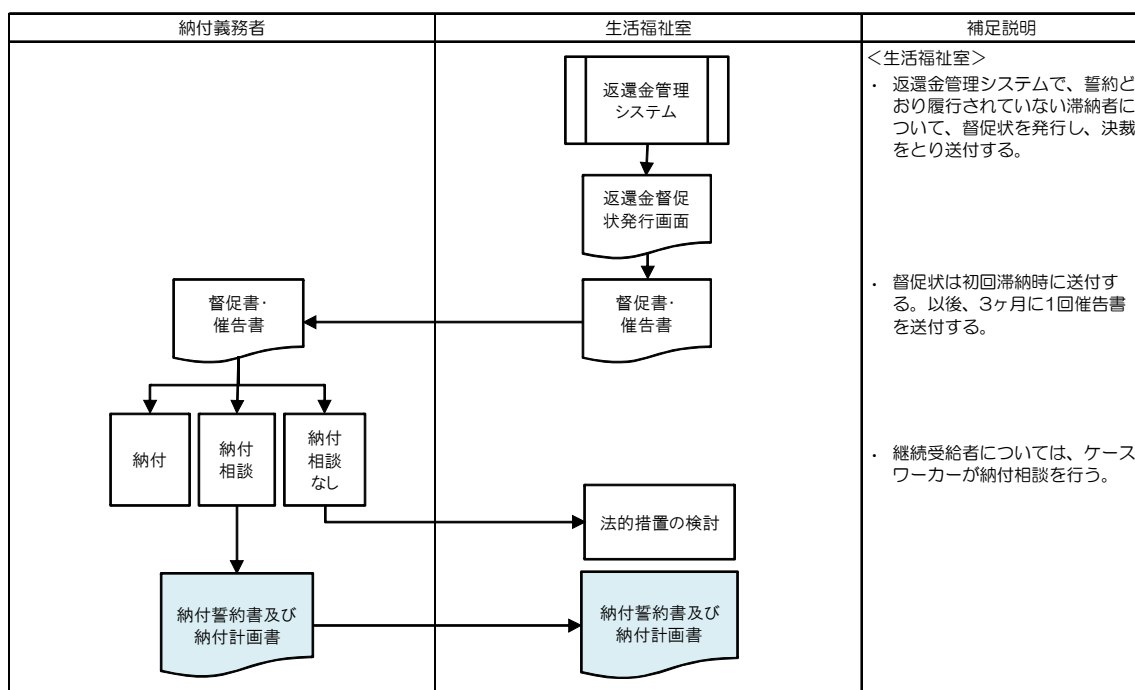
63条返還金又は78条徴収金の調定後、市は回収を図ることとなり、債務者に対しては、一括での返済を求める。しかし、生活保護費返還金等については、もともと被保護者の資力等の問題から、一旦支払われた保護費が費消されてしまえば回収が困難な債権であるため、返還金額が大きい場合など、債務者から履行延期申請書が提出されることも多い。

また、生活保護費返還金等については、その債権の特色上、返還金等の調定後

も引き続き生活保護を受ける者（以下、「受給継続者」と、生活保護を受けない者（以下、「受給廃止者」）が存在することとなる。このうち、受給継続者については、市は受給継続者との交渉の上、継続された生活保護費から回収をはかることも行っており、収納率の向上に努めている。すなわち、被保護者に対して、窓口で一旦生活保護費を全額手渡しにて支給するものの、窓口横にある銀行の出張所から、当月の返済分を被保護者に振り込んでもらうという方法を行っている。

②督促及び催告、並びに強制執行

業務のフローを要約すると次のとおりである。



市は、地方自治法施行令第 171 条に基づいて、調定し、納入通知書を発行したもので、当該債権について、その全部又は一部が納期限までに納入されない場合は、納入義務者に対して、納期限後 20 日以内に督促状を発送している。また、督促状を送っても反応がないなど、回収が滞っている者については、呼出や電話連絡、家庭訪問等も行っている。これらは、主としてケースワーカー（注）が行うこととなっているため、受給継続者については、定期的な訪問が行われることとなるが、受給廃止者に対しては、紙面による催促を行うにとどまっている。

生活保護費返還金等は、（2）債権の概要 に記載のとおり、公債権ではあるが、地方税の滞納処分によることができないので、履行期限を相当期間経過してもなお履行されず履行延期の申請もない場合で、強制執行することにより相当額の回収が見込まれる場合には、簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行うことも可能である。

(注) ケースワーカーとは

ケースワーカーとは福祉事務所で現業を行う職員の通称で、一般的に、生活保護を受けている者に対して様々な働きかけをする職員をいい、生活保護費受給者と最も近い存在である。そのため、ケースワーカーと受給者との接触などから不正受給が発覚することもある。

③不正受給への対応

平成 18 年 3 月 31 日に、厚生労働省から「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」が示された。枚方市においても近年、不正受給件数が増加しており、生活保護法第 78 条の徴収を求められているにもかかわらず再度、不正受給を行うなど悪質な例も見られることから、市としての統一的な対応基準として、「不正受給事案の告訴・告発・被害届の提出についての対応指針」が作成された。具体的には、不正受給金額が 100 万円を超えるものや、不正受給期間が 1 年以上に渡るものなどのなかから、特に悪質なものについては法的な措置を行っている。

このように、不正受給に対しては、徹底的に回収を図るという態度を堅持する一方で、市は生活保護受給者への周知も行っている。具体的には、申請時に「生活保護のてびき」を、受給期間中に「生活保護ハンドブック」や「生活保護のしおり」を配布している。これらによって保護水準に該当しなくなった場合には、適時に市に申し出るよう周知するほか、自己申告しないなど悪質な場合には、法的措置が取られる場合もあることを明記し、生活保護受給者に対して説明を行っている。

2. 結果及び意見

(1) 課税調査を適時に実施すべき (意見番号 11)

返還金等の一部について、発覚原因を確認したところ、次のような事例が見受けられた。

- 平成 19 年 6 月より生活保護の適用を受ける。
- 平成 19 年 7 月より就労を開始したものの、勤労の事実及び勤労収入があることを申告していない。
- 平成 22 年 5 月の課税調査により勤労収入があるとの事実が発見される。

平成 19 年より就労の事実があるにもかかわらず、平成 22 年まで発見が遅れたのは、リーマンショックによる不況の影響により、生活保護費受給者が増加したため、相対的にケースワーカーが不足したことから、市全体として、計画的に課税調査が行えなかったためである。なお、同様の事例は他にも存在しているとのことである。

未申告の収入等の発見が遅れた場合、たとえ最終的に返還金等が全額収納できたとしても、発見遅延による管理コストの増加を発生させることになる。また、全額収納できなければ市の損失はより大きくなる。

なお、この事例発生後、市は生活保護方針及び事業計画書において、課税調査を重点項目としてあげ、課税調査工程表に沿って進行状況の把握を行うとともに、課税調査の手順書を作成し、実施事項を文書化しており、このような事態が再び起こらないように注意をはらっているとのことである。

今後は、この方針に従い課税調査を適時適切に行う必要がある。

(2) 受給廃止者との接触も行うべき（意見番号 12）

生活保護費の受給廃止者に対する返還金等の回収催促は、督促状や催告状の送付のみとなっている。受給継続者に対しては、ケースワーカーにより、定期的な訪問が行われ、個別に顔を合わせた徴収が可能であるが、受給廃止者に対しては、家庭訪問の上、徴収を促すということとはしていない。確かに、他市に転出した場合、回収コストの方が大きくなる場合もあると考えられるが、同市に住んでいる者、近隣に住んでいる者などもいるであろうから、距離的な問題、金額的な問題を考慮しながら、接触する必要があると考える。現状の督促状や催告書のような書面の送付による催促のみでは、より一層の収納率の向上は見込めないものと思われるため、今後は、受給廃止者のうち、同市や近隣地域に住んでいる債権残高が多い者などに継続して接触を行うことにより、効果があがるのかどうかの検討をすべきである。

(3) 収納状況の分析を多方面から実施すべき（意見番号 13）

市は、年度末後、収入額及び収入未済額調書を作成し、未収債権について、措置置別に分類している。しかし、未収となっている原因（回収に至っていない原因）について、ほとんど分析を行っていない。すなわち、受給継続者と受給廃止者別、債権の発生原因別、あるいは、現年度・過年度別に収納状況（率）を検討し、経年比較を行うなどの、多面的な分析は行っていない。例えば、受給廃止者の収納率は、受給継続者の収納率よりも相当低いものと思われるが、現時点では、両者を区別したデータが整理されていないので、どの程度の差があるかはわからない。このような分析を行わなければ、収納率が低いままとなっているのは、回収に注力しているにもかかわらず低いのか、それとも、今後注力すれば、回収できる可能性があるのか、などの状況はつかみにくく、分析を実施することにより、今後の回収方針に資する情報が得られることも多いはずである。費用対効果をより一層勘案し、回収可能性の高い債権から、回収していくという姿勢も重要になると思われるため、収納状況の分析を多方面から実施し、収納率の向上に活かすべきである。

(4) 徴収マニュアルを整備すべき（意見番号 14）

市は、生活保護費返還金等事務処理要領を策定し、調定から回収、不納欠損処分に至るまで、この処理要領に従って業務を実施している。しかしながら、当該要領には、納期限までに納入されない場合についての業務の流れは言及されているものの、収納率を向上させるような具体的な徴収方法については触れられていない。経験豊かなケースワーカーなどの交渉方法を文書化することにより、経験が浅い担当者の一助となるようなマニュアルを整備すべきである。

【6】くらしの資金貸付基金における収入未済額の管理について

1. 概要

(1) 制度の概要

①目的

くらしの資金貸付制度は一時的に生活に困っている方に対して資金を貸付けることにより、世帯の自立更正を図るものである。

②貸付条件

一般生活資金の貸付と高額療養費資金貸付の2つがあり、貸付条件は次のとおりである。

共通条件	
①	世帯の収入が最低生活費（保護基準額）の額を超え（出産準備金の貸付けを除く）、2倍の額以下であること。
②	枚方市内に住所を有し、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されているか、又は外国人登録原票に登録されている方であること。
③	貸付金の返済能力があること。
④	貸付資金が純粋に生活資金に使われること。（生活費以外の用途に使われないこと。）
⑤	資金の貸付け及び必要な援助、指導を行うことにより、自立更正の効果を上げると認められる方であること。
個別条件	
《一般生活資金》	
①	一時的に生活に困っている低所得の世帯、又は天災その他不慮の災害による生活困窮世帯であること。
②	生活困窮により国民健康保険被保険者が出産準備金の一部貸付を受けようとするもの。
③	一般生活資金の貸付を現在受けていない世帯であること。
④	一般生活資金の貸付について、連帯保証人となっていないこと。
⑤	連帯保証人を有すること。（無保証人制度もある）
《高額療養費資金》	
①	健康保険法施行令等に基づく高額療養費の支給該当者で、低所得の一時的な生活困窮世帯であること。
②	療養費支給額の10分の9の額以内で、病院の費用請求書及び健康保険証が別に必要。

③貸付額、連帯保証人の要否、貸付期間

貸付の種類		貸付額	連帯保証人の要否	貸付期間
一般生活・療養費の貸付	国民健康保険被保険者で生活困窮による出産準備金の一部貸付	15万円まで	不要	3ヵ月以内
	上記以外の一般生活資金の貸付	(イ) 13万円まで (ロ) 13万円を超えて20万円まで	不要 1名必要	2年4月以内 (据置期間を含む)
高額療養費資金の貸付		施行令等に基づく高額療養費の支給額の範囲内において、1回につき当該支給額に0.9を乗じて得た額以内	不要	施行令等に基づく高額療養費の支給を受ける日まで

なお、現在は連帯保証人の必要となる貸付はほとんど行われていない。

④返済方法

一定期間据置後、毎月均等返済又は一括返済（銀行窓口で払い込み）である。

⑤利息

無利息である。

(2) 債権の概要

所管課	福祉総務課	
債権の種類	私債権	
関係条例	枚方市くらしの資金の貸付に関する条例	
	枚方市くらしの資金の貸付に関する条例施行規則	
	枚方市くらしの資金の貸付に関する特別措置条例	
強制徴収制度の有無	無し	
時効	10年（民法167条）	
平成22年度における貸付額、返済金額、貸付残高、収納率	平成21年度末貸付残高 (①)	131,407千円
	平成22年度貸付額 (②)	32,662千円
	平成22年度返済金額 (③)	22,640千円
	滞納額 (④)	132,017千円
	返済期限未到来額 (⑤)	9,412千円
	平成22年度末貸付残高 (①+②-③or ④+⑤)	141,429千円
	収納率 (③/③+④)	14.64%

(注) 返済期限未到来の金額の中には、一部前払で返済されているものも含まれるが、収納率の算定上、大きな影響はないため、無視している。

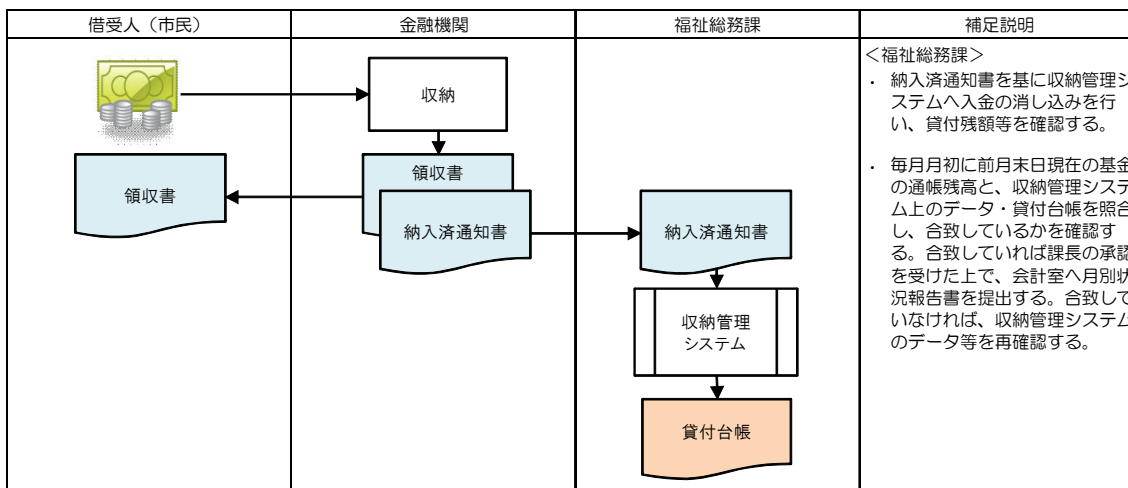
なお、滞納額は、貸付総額の3割弱であるが、不納欠損処理を過去一度も行って

いないため、滞納額(④)が膨らみ、年度ベースで収納率を算出すると低い水準となっている。

(3) 債権管理の状況

① ぐらしの資金貸付基金の徴収事務

業務のフローを要約すると次のとおりである。

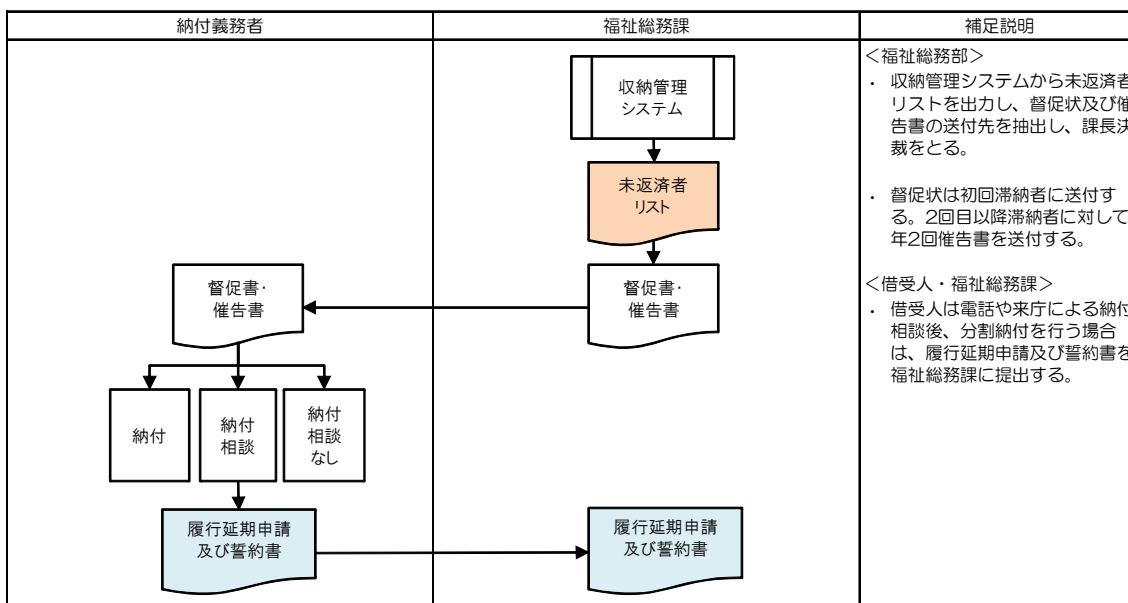


② 債権の徴収体制

福祉総務課が5名体制でぐらしの資金に関する業務を行っている。

③ 督促・催告

業務のフローを要約すると次のとおりである。なお、初回滞納分に対する督促及び年2回の催告を実施している。



④納付交渉（分割納付）

随時、借受人からの納付相談により、家計の状況等を聞き取り、負担能力に応じた分割納付の相談を行う。

⑤時効の管理

収納管理システムにおいて時効の管理を行っている。督促状の送付、履行延期申請及び誓約書（以下、「分割納付誓約書」）の入手により時効が中断する。

当該債権は私債権であるため、時効の効果は時効期間満了によって当然に発生するわけではなく、時効の利益を受けるものにより時効の利益を受けようとする意思表示がなされることが必要である（時効の援用：民法 145 条）。

⑥不納欠損処理

現在、不納欠損処理は行っていない。

2. 結果及び意見

(1) 徴収マニュアルを整備すべき（意見番号 15）

くらしの資金貸付基金については、貸付時には、明確な基準に従って、その貸付が妥当かどうか検討されている。しかしながら、回収時においては、職員間で相談することはあるものの、滞納者等に対する対応マニュアルといったものはない。確かに、職員間での相談も大事であるが、一定の方針を記載したマニュアルがあれば、職員の拠りどころになる一方、人事異動の際も一定の効果が見込まれる。また、職員間の対応方法の統一も図ることが可能である。したがって、効率的かつ効果的な徴収を行うために、対応マニュアルを整備すべきである。例えば、当該マニュアルには、訪問や電話に際しての事前準備資料、想定される問答についての Q & A 等について記載すればよいものと思われる。

(2) 10 年超の債権についても督促等回収努力を行うべき（意見番号 16）

現状、10 年超の債権については、督促も催告も行っていない。これは、滞納者が時効の援用を行えば、時効となるような債権について、市が催告し回収することが果たして道義的かどうかという問題がある、と市は考えているからである。

しかしながら、たとえ 10 年を過ぎたとしても、生活が改善すれば、借りたものは返すというモラルの高い住民もいると考えられる。実際、生活困窮時に当該貸付金制度を利用するものの、後日全額返済し、当該制度を何度も利用し、生活保護は決して受けないという住民も存在する。また、判例(最判昭和 41 年 2 月 20 日)においても、時効期間を徒過した場合、相手方が時効期間徒過を知らずに承認し

た場合であっても、相手方は信義則上時効の援用が許されなくなる、となっており、市がこのような債権について督促や催告を行うことについて、法的には何ら問題はないと考えられる。よって、10年超の債権についても督促等回収努力を行うべきである。

(3) 条例の改正を含め、債権をより適切に管理できる体制を整えるべき（意見番号17）

前述のとおり、私債権であるくらしの資金貸付基金は、時効期間（10年）を過ぎても時効の援用がなければ債権が消滅しない。また、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うにも議会の議決が必要となる。そのため、現状は、実質上回収不可能な債権についても、適時に債権放棄がなされずに、管理を半永久的に続けているという状況である。市によれば、平成22年度末現在、回収が難しいと思われる債権は、70百万円～80百万円程度と思われるとのことである。なかでも、回収が極めて困難で、その目処が全く立たない債権は、破産によるもの9百万円、死亡によるもの7百万円、居所不明21百万円とのことである。

回収が難しいと思われる債権 (70百万円～80百万円)	極めて回収が困難な債権 (37百万円)	破産によるもの (9百万円)
		死亡によるもの (7百万円)
		居所不明によるもの (21百万円)
その他、経済的な理由等で回収が難しいと思われる債権 (33百万円～43百万円)		

このような債権の管理に手を煩わされ、新たな滞納に対して注力できないということになれば、結果として、市全体の債権の回収率を下げることになりかねない。そのため、極めて回収困難な債権については、適時に債権放棄することにより、他の回収しやすい債権へ注力できる体制を整えるべきと考える。

例えば、将来的には私債権の管理について、条例に基づく管理（処理）が可能な体制を整えることが考えられる。東京都江戸川区のように、議会の議決によらず債権を放棄できるとして条例化することで時効期間の経過した債権の適正管理に努めている事例もある。

(4) 発生時期別の全体的な回収（予定）表を作成すべき（意見番号18）

当該貸付金については、生活困窮者に対して貸し出しが行われることから、回収が滞るケースも多い。また、分割納付を認める場合、市は月々の最低分納（返済）額を1千円に定めており、完済までに10年以上かかる債権もある。このよう

に、回収期間が長期にわたるものがあるなど、回収期間のバラつきが大きくなることから、市は分割納付が行われる場合に、分割納付誓約書の回収条件をシステムに再入力することとしており、各滞納者が約束どおり返済を履行しているかどうかの状況は、その画面を照会すれば確認できる。

しかし、各個人の回収（予定）状況を一覧化し、全体的に管理するというレベルには至っていないため、債権全体から個々の回収状況を展望し、滞納者等に対して迅速にアプローチしにくくなっている。一覧管理を行えば、職員間で今後の回収方法の検討に活かすことが可能である。また、今後の基金管理にも有用であると思われる。したがって、債権全体から個々を展望できるよう、一覧管理も行うべきである。

【7】収入未済額に占める徴収不能見込額について

1. 収入未済額における徴収不能見込額を合理的に算定し認識すべき（意見番号19）

一般会計歳入決算額等の一覧において、各債権における収入未済額が記載されているが、収入未済額は全額回収できるものではない。当年度回収予定額については、予算額として示されているが、当該収入未済額から翌年度以降の回収見込額を市は把握していない。

監査人が試算したところ、平成22年度末の市民税、固定資産税、保育所運営費負担金、生活保護費返還金等、くらしの資金貸付基金の収入未済額合計2,921百万円に対して、実際には回収できないであろうと見込まれる徴収不能見込額は1,302百万円（割合45%）となり、かなりの金額と言える。

（金額単位：百万円）

	平成22年度末 収入未済額 (A)	徴収（回収） 不能見込額 (B)	割合 (B/A)
市民税（個人）	1,328	572	43%
市民税（法人）	26	12	46%
固定資産税	1,161	431	37%
保育所運営費負担金	140	88	63%
生活保護費返還金等	123	116	95%
くらしの資金貸付基金	141	80	57%
合計	2,921	1,302	45%

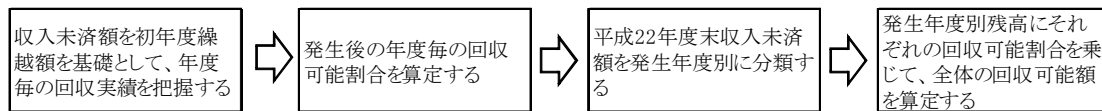
市においても今回の試算の手法を参考に、収入未済額に徴収不能と見込まれる額がどの程度含まれているのかを会計年度ごとに把握し、収入未済額及び徴収不能見込額の抑制のための対応策を検討すべきである。また、これらの実態を踏まえ、今後の行政マネジメントの参考とすべきである。

（1）試算方法（参考）

これまでの調定額、回収額や不納欠損額等の実績を基に行った徴収不能見込額の具体的な試算方法は次のとおりである。

①市民税（個人市民税）

現年度調定額のうち現年度に徴収ができなかったもの（収入未済額）が翌年度以降どの程度回収できているのかについて、過去のデータより実績を把握することにした。その上で平成22年度末収入未済額を発生年度別に分類し、過去の実績データから将来の徴収不能見込額を算定する。



(a) 収入未済額の回収実績（個人市民税）

具体的な試算にあたり、適切な詳細な情報がなかったため、納税課にデータの集計を依頼して、当初調定年度末の収入未済額を 100 とした場合のその後の回収実績を計算し、平均値を算定した。

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	それ以降
当年度回収額		37.2	15.4	7.7	4.9	3.1	6.2
不納欠損処理等		1.5	2.1	3.6	2.3	9.9	6.1
期末残高	100.0	61.3	43.8	32.5	25.3	12.3	

(注) 繰越6年目以降については、実績を基に将来的におおよそ半分が回収できると想定した。

(b) 発生後の年度ごとの回収見込割合の算定（個人市民税）

収入未済額の回収実績より発生後の年度ごとの回収見込割合について算定した。

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後
期末残高	100.0	61.3	43.8	32.5	25.3	12.3
最終回収額	74.5	37.3	21.9	14.2	9.3	6.2
回収割合	74.5%	60.8%	50.0%	43.7%	36.8%	50.0%

計算例：繰越2年後の最終回収額 $21.9 = 7.7 + 4.9 + 3.1 + 6.2$

(c) 平成22年度末の回収可能見込み額の算定（個人市民税）

平成22年度末の収入未済額を発生年度ごとに分解し、それぞれに対して回収見込割合を乗じて、全体としての回収見込額を算定した。個人市民税の収入未済額 1,328,320 千円に対して、755,622 千円が回収可能と見込まれ、徴収不能見込額は 572,698 千円となる。

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	合計
期末残高(千円)	321,744	305,999	222,453	159,039	79,520	239,565	1,328,320
回収割合	74.5%	60.8%	50.0%	43.7%	36.8%	50.0%	
回収見込額(千円)	239,699	186,195	111,227	69,488	29,230	119,783	755,622

(注) 過年度調定額をそのまま年度ごとに分類したデータが入手できなかったため、近似データから構成比率を算定し、その結果を乗じることによって年度ごとの残高とした。

②市民税（法人市民税）

同様の試算方法で計算すると、個人市民税の収入未済額 26,707 千円に対して、14,409 千円が回収可能と見込まれ、徴収不能見込額は 12,298 千円となる。

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	それ以降
当年度回収額		58.2	7.2	2.4	0.8	0.5	2.9
不納欠損処理等		5.1	9.5	5.1	1.9	3.5	2.9
期末残高	100.0	36.7	20.0	12.5	9.8	5.8	

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後
期末残高	100.0	36.7	20.0	12.5	9.8	5.8
最終回収額	72.0	13.8	6.6	4.2	3.4	2.9
回収割合	72.0%	37.6%	33.0%	33.6%	34.7%	50.0%

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	合計
期末残高(千円)	11,925	3,873	3,651	1,582	1,360	4,316	26,707
回収割合	72.0%	37.6%	33.0%	33.6%	34.7%	50.0%	
回収見込額(千円)	8,586	1,456	1,205	531	472	2,158	14,409

③固定資産税

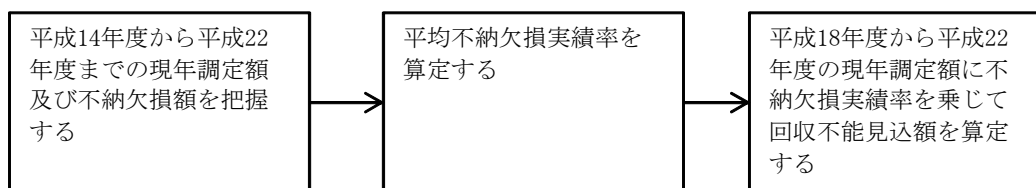
同様の試算方法で計算すると、個人市民税の収入未済額 1,161,353 千円に対して、729,409 千円が回収可能と見込まれ、徴収不能見込額は 431,944 千円となる。

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	それ以降
当年度回収額		45.6	14.5	7.3	5.6	3.3	8.8
不納欠損処理等		1.9	0.5	1.0	1.6	1.0	8.9
期末残高	100.0	52.5	37.5	29.2	22.0	17.7	

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後
期末残高	100.0	52.5	37.5	29.2	22.0	17.7
最終回収額	85.1	39.5	25.0	17.7	12.1	8.9
回収割合	85.1%	75.2%	66.7%	60.6%	55.0%	50.0%

	発生年度末	繰越1年後	繰越2年後	繰越3年後	繰越4年後	繰越5年後	合計
期末残高(千円)	233,479	154,955	102,994	71,446	58,456	540,023	1,161,353
回収割合	85.1%	75.2%	66.7%	60.6%	55.0%	50.0%	
回収見込額(千円)	198,691	116,585	68,663	43,308	32,151	270,011	729,409

④保育所運営費負担金



(a) 現年調定額及び不納欠損額の把握、不納欠損実績率

試算にあたり、適切な詳細な情報がなかったため、保育所運営費負担金の時効が5年であることに着目し、(一部分割納付で5年で時効にならない債権もあるが、)調定後5年を過ぎると全額回収できないという仮定をおいて、不納欠損実績率を算定した。

具体的には、現年調定年度から5年後の不納欠損額を対応させ算定し、過去4年間平均の不納欠損実績率を求めた。

(単位：千円)

	調定額 (現年)	不納欠損額	不納欠損実績率
平成14年度	1,200,418	9,585	
平成15年度	1,201,406	17,164	
平成16年度	1,213,093	18,780	
平成17年度	1,290,787	18,074	
平成18年度	1,306,288	14,045	
平成19年度	1,373,885	17,883	1.49%
平成20年度	1,362,531	14,320	1.19%
平成21年度	1,394,040	17,390	1.43%
平成22年度	1,385,222	14,073	1.09%
過去4年間の平均不納欠損実績率			1.30%

計算例：17,883千円÷1,200,418千円=1.49%

(b) 徴収不能見込額の算定

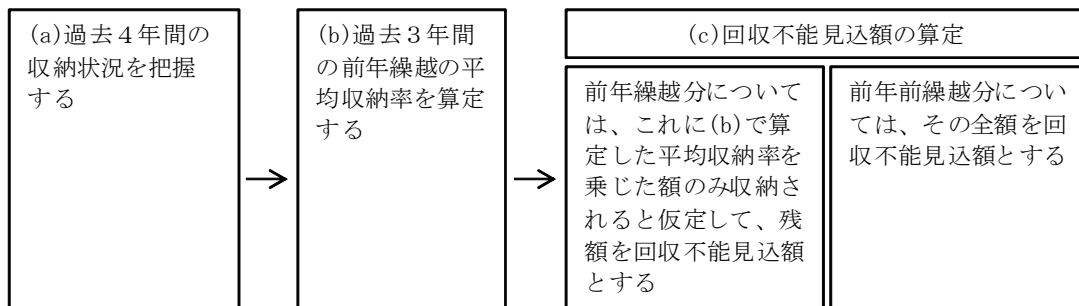
徴収不能見込額は平成22年度において5年を経過していない債権(平成18年度から平成22年度まで)に対して、それぞれの当初調定額(現年調定分)に平均不納欠損実績率(1.30%)を乗じて算定した。その結果、保育所運営費負担金の収入未済額140,298千円に対して、徴収不能見込額は88,687千円となる。

(単位：千円)

調定年度	平成22年度末 収入未済額	調定額(現年) (①)	不納欠損 予定年度	徴収不能見込額 (①×1.30%)
平成18年度	107,202	1,306,288	平成23年度	16,982
平成19年度		1,373,885	平成24年度	17,861
平成20年度		1,362,531	平成25年度	17,713
平成21年度		1,394,040	平成26年度	18,123
平成22年度	33,096	1,385,222	平成27年度	18,008
合計	140,298		徴収不能見込額合計	88,687

⑤生活保護費返還金等

詳細なデータが入手できなかったため、次のとおり、回収不能見込額を算定することにした。



(a) 過去4年間の収納状況

生活保護費返還金等の過去4年間の収納状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

年度	調定	調定額 (イ)	収納済額 (ロ)	不納欠損額 (ハ)	翌年度繰越 (収入未済額) (イ)-(ロ)-(ハ)	収納率 (ロ)/(イ)
平成19年度	現年調定	80,168	56,129	-	24,039	70.0%
	過年度繰越	67,609	1,658	9,126	56,825	2.5%
	合計	147,777	57,787	9,126	80,864	39.1%
平成20年度	現年調定	99,007	71,844	-	27,163	72.6%
	過年度繰越	80,864	3,487	16,430	60,947	4.3%
	合計	179,871	75,331	16,430	88,109	41.9%
平成21年度	現年調定	138,192	107,259	-	30,933	77.6%
	過年度繰越	88,109	2,902	8,195	77,012	3.3%
	合計	226,301	110,161	8,195	107,945	48.7%
平成22年度	現年調定	144,381	111,105	-	33,276	77.0%
	過年度繰越	107,945	10,806	7,174	89,965	10.0%
	合計	252,326	121,911	7,174	123,240	48.3%

(b) 過去3年間の前年繰越の平均収納率の算定

現年収納率に比べて、過年度繰越の収納率((a)図の太字部分)が、かなり低い水準で推移しており、これは、早期に収納できなければ、それ以降の収納は相当

難しいということを意味している。よって、過年度繰越のうち、収納されるのは前年度から繰越された額の一部のみ（言い換えれば、現年調定分について、翌年度までに収納できなければ、今後それが収納されることはない）と仮定して過去3年間の前年繰越の平均収納率を次のとおり算定した。

(単位：千円)

年度	内訳	調定額 (イ)	収納済額 (ロ)	収納率 (ロ)/(イ)
平成20年度 過年度繰越	前年繰越	24,039	3,487	14.5%
	前年前繰越	56,825	-	0.0%
	合計	80,864	3,487	4.3%
平成21年度 過年度繰越	前年繰越	27,163	2,902	10.7%
	前年前繰越	60,947	-	0.0%
	合計	88,109	2,902	3.3%
平成22年度 過年度繰越	前年繰越	30,933	10,806	34.9%
	前年前繰越	77,012	-	0.0%
	合計	107,945	10,806	10.0%

過去3年間の前年繰越の平均収納率→ 20.0%

(c) 回収不能見込額の算定

平成22年度末時点での回収不能見込額を以下のように算定した。

(A) 前年繰越と (B) 前年前繰越に分類し、(A) については、過去3年間の平均収納率を乗じて回収不能見込額を検討し、(B) については、全額回収不能とした。その結果、生活保護費返還金等の収入未済額 123,240 千円に対して、回収不能見込額は 116,571 千円となる。

(単位：千円)

年度	内訳	調定額	収納予想額	回収不能見込額	
平成23年度 過年度繰越	前年繰越	33,276	6,669	26,607	←前年繰越平均収納率を乗じて計算
	前年前繰越	89,965	-	89,965	←全額を回収不能と見込む
	合計	123,240	6,669	116,571	←回収不能見込額

⑥ ぐらしの資金貸付基金

ぐらしの資金貸付基金は、過去に不納欠損処理を行ったことがなく、過去の不納欠損額は存在しない。また十分な回収管理データもないため、監査人による過去の実績から回収不能見込額の算定を行うことは見送った。

市によれば、平成22年度末現在、回収が難しいと思われる債権は、70百万円～80百万円程度と思われるとのことである。(再掲)

しがたって、保守的に見込んで、ぐらしの資金貸付基金の収入未済額 141 百万円に対して、回収不能見込額は 80 百万円である。

主な用語の説明等

1. 用語

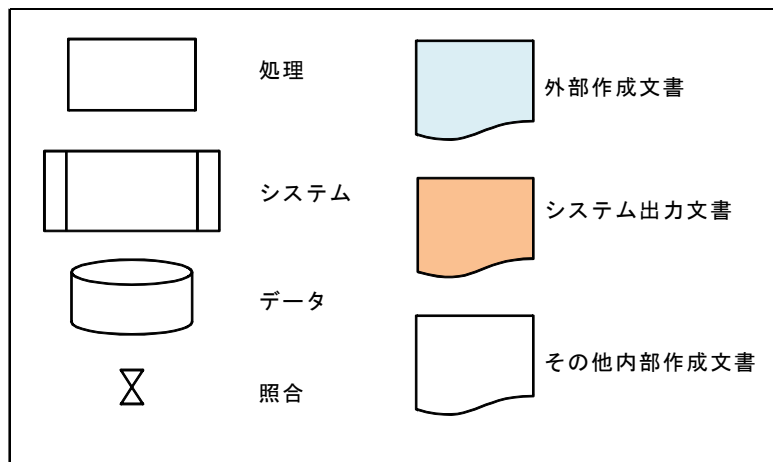
本報告書の理解に役立つと思われる用語の内容は次のとおりである。

用語	内容
調定額	地方公共団体の歳入を収入する場合に、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を調査決定した金額。
収入済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間4月1日～5月31日を含む）に納入された金額。
不納欠損	すでに調定された歳入で未納となっている税金等を、何らかの事情により徴収し得ないものとして処理すること。
収入未済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間4月1日～5月31日を含む）に納入されなかった額（ただし不納欠損とした額を除く）をいう。
収納率	納付されるべき金額（調定額）に対して実際に納付された金額（収入額）の割合。収納率=収入額÷調定額×100%として算定される。
公債権	行政庁の処分（公法上の原因）により発生する債権であり、相手方の同意を必要としない。2年又は5年の時効期間の経過により消滅する。
強制徴収公債権	裁判所の関与を必要とせずに、滞納処分ができる公債権。
私債権	契約等の当事者間の合意（私法上の原因）により発生する債権。1年から10年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅する。
普通徴収	市が、納税通知書等を当該納税者等に交付することによって地方税等を徴収することをいい、直接本人が金融機関等で納付することによる徴収の方法。
特別徴収	本来の納税義務者等である個人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者等の得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）に税金等を徴収させ、納付させる方法。
督促	納税者等が納期限を過ぎても租税等を完納しない場合に、期限を指定してその納付を求める行為。滞納処分（下記参照）または強制執行を行う前提条件となり、最初の督促には時効の中断（下記参照）効果がある。
催告	督促してもなお完納されない場合に、さらに納付を促すための請求を行う行為。文書による方法、電話による方法及び債務者を直接訪問する方法等がある。
滞納	納税者等が納期限までに徴収金を完納しないため、徴収金が納付されないこと。
延滞金	地方税、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等のいわゆる公法上の収入が、その納期限までに納付されない場合に、その納付遅延に対して課される金額。 地方税の延滞金は地方税の附帯債権であり、地方公共団体の徴収金のひとつである。分担金等に係る延滞金については、督促した場合に条例の定めにより徴収することができる。
財産調査	滞納者に対する差押えに先立ち、差押えの対象となりうる財産の有無やそ

用語	内容
	の価値など調査する行為。質問、検査による任意調査と、搜索による強制調査がある。
滞納処分	債務者が納期限までに徴収金を完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合に行われる行政処分の総称。債務者の財産を差し押さえ、これらを換価し、その換価代金を租税債権等に充当する一連の強制徴収の手続きのこと。
滞納整理	滞納処分を含む、滞納となった租税債権等を徴収するための事務手続の総称。
差押え	滞納者の財産処分を制限し、その財産を「換価（下記参照）」できる状態におく強制処分。差押えは、財産を強制的に換価して租税債権等の内容を実現するために、あらかじめ滞納者の財産を保全することを目的として行われる。
換価	差し押さえた財産を金銭に換える強制手続の総称。財産の「公売（下記参照）」、競売や、債権の取立による方法がある。
公売	差し押さえた財産を、入札または競り売りにより換価する行為。
執行停止	強制徴収公債権の滞納者について、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させる恐れがあるとき等に滞納処分を停止して、納付の猶予を図ること。また、強制徴収公債権を除く債権の滞納者について、行方不明等で事実上徴収ができなくなった場合、また、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合等、所定の要件を備えている時に、以後の保全及び取り立てをしないこと。
時効	ある事実状態が一定の法定期間継続した場合に、真実の法律関係いかに関わらず、その継続した事実関係を尊重して法律上の効果を与え、権利の取得または消滅の効果を生じさせる制度。 時効には取得時効と消滅時効があり、前者は時効の完成によって権利を取得させるもの、後者は一定の期間権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合、当該権利を消滅させるものである。 地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権の消滅時効の期間は、他の法律に定めがあるものを除き5年と定められている（地方自治法第236条第1項）。
時効の援用	時効によって利益を受ける者が、それを受けるために行う意思表示のこと。一般的には、これを行わないと時効の利益を受けられない。 なお、地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権で、公債権の時効による消滅については、法律による特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を必要としない。
時効の中断	時効の基礎である事実状態と相容れない事実が生じ、効力を失うこと。時効の中断により、すでに経過した時効期間は効力を失う。 民法は、時効中断の事由として、①請求、②差押え、仮差押え、仮処分、③承認をあげている。 なお、中断した時効は、その中断事由が終了したときから新たに進行を始め、期間は新しく計算される。

2. フローチャート

市が作成したフローチャートを基に加工したものを掲載している。報告書中のフローチャートに使用している記号の意味は次のとおりである。



最後に

この報告書で指摘した内容（監査の結果 11 件、意見 19 件）は、枚方市にとって有用なものであると信じている。

景気後退、雇用情勢等の悪化により、枚方市においても厳しい財政状況が続いている。市の財源確保のためには、市税をはじめとする債権を適切に管理し、収納率を高めていくことが重要である。市では債権の収納率の向上を図るために、納付催告の強化、コンビニ収納・口座振替の促進等様々な取組を行ってきた。さらに、市税等の納付に誠意のない人を対象とした収入未済額の圧縮を図るため、「特別債権回収チーム」も設置した。しかしながら、第 4 2. に記載したとおり、大阪府内でも収納率が比較的高い高槻市、茨木市及び吹田市と比べると、まだ収納率の向上の余地があると思われる。

本監査は、財務事務の執行が適法かつ経済性・効率性・有効性をもってなされているかという視点はもちろんのこと、収納率向上の視点も念頭に置きながら実施した。本報告書の指摘は、外部専門家の視点から、限られた情報や時間の中で発見したものであり、市の債権のすべてを網羅的に調査した結果ではない。したがって今回の監査結果を受けて、市としてさらに調査を進め、指摘した内容を踏まえつつ、枚方市全庁で有するノウハウも活用して、具体的な措置等の立案・実施が望まれる。

本報告書が、適切な債権管理に資すること及び債権の収納率のさらなる向上をはじめ、マネジメントの改善の一助になることを願ってやまない。